

個人共同研究発表

2025 年 6 月 7 日(土) 午前

個人共同研究発表1

戒厳令期台湾における世論調査史
中華国民民意測驗協会を中心に

比護遥(金沢大学)

キーワード:世論調査、台湾、冷戦、PR、広報外交

(1)研究の目的

民主化以前の戒厳令下における台湾の世論調査史を史料から復元することにより、PR の技術としての世論調査の性質についての考察を深める。とりわけ、冷戦体制下においてアメリカと密接に結びつきながら発展してきた経緯を示すことにより、グローバルなメディア史としての世論調査の重要性を確認する。また、1980 年代以降に世論調査を導入することになる中国大陆を含め、権威主義体制下における世論調査についての今後の研究の展開につなげるための視座を提供する。

(2)先行研究との差異

アメリカのジョージ・ギャラップにより創始された科学的世論調査が、もともとマーケティングを政治転用することにより合意製造を行う PR の技術であり、総力戦パラダイムの産物としてのマス・コミュニケーション研究と密接に結びつくものであることは、佐藤卓己(2018)が指摘している。そして、日本における世論調査の導入についても、戦前の宣伝学からの人脈的な連続性や GHQ による占領政策などの多面的な観点から詳細な検証がされており、「戦後民主主義」の象徴という旧来の見方には修正が加えられるようになっている(川島高峰 1995;井川充雄 2010;鄭佳月 2010 など)。

一方、非欧米圏での世論調査の導入については、日本を除けば十分に研究されているとは言い難い。台湾については、游清鑫(2006)や高永光(2012)による概説的な通史の記述はあるものの、民主化が進展する 1980 年代より前の状況には「本格的な発展」の前段階として簡単な言及がされているのみであり、世論調査は民主主義を支えるものというナラティブに沿う形になっている。しかし、実際のところは、本報告で示すように、戒厳令下にあった 1950 年代末からギャラップ社に倣った本格的な導入がなされていた。権威主義体制下において世論調査が行われた台湾の事例を検証することにより、冷戦と世論調査の歴史についての新たな視点を示すことになると考えられる。

(3)研究の方法

主に中華国民民意測驗協会の刊行物、公文書、新聞記事をもとにして、史的分析を行う。中華

民国民意測驗協會の刊行物としては、同協會が定期的に刊行していた『中華民國民意測驗彙編』や『民意研究季刊』があり、行われた調査の概要や関係者の認識などを確認することができる。公文書は国史館や国立政治大学社資中心などに所蔵されるものであり、外交部や総統・副総統などとのやり取りを見ることができる。新聞記事は『聯合報』や『中央日報』などのデータベースを参照した。

(4)得られた知見

中華民國政府が大陸にあった 1920 年代頃から新聞社などによる世論調査は散発的に多数行われており、1949 年の遷台後も同様であった。ただ、それらはいずれも同時代にアメリカのギャラップ社が採用していた科学的なサンプリング手法を採ってはおらず、調査対象は学生や新聞読者に偏る傾向が見られた。継続性・定期性・組織性・公式性という点において画期と言えるのが、1958 年に設立された「中華民國民意測驗協會」である。同協會は立法委員の呉望伋を主席としたほか、中央通信社の曾虛白や国民党中央委員会第四組主任の馬星野など、新聞界や政界の有力者から支持を受けた組織であった。また、同協會はその創立当初からジョージ・ギャラップ及びギャラップ社と緊密に連絡を取っており、アメリカにおいて蓄積されたノウハウを移転することを目指していた。

同協會は民意の反映により民主主義を強化することを標榜しつつ、それにより最終的に大陸の共産党政権に打撃を与えることを掲げていた。民意の尊重と反共の理念が矛盾なく両立するとみなされた背景には、民意の動向を捉えたうえで望ましい方向に誘導する PR の論理があった。初期に行われた重要な調査としては、国民党中央党部から委託を受けた「国民心理反応」に関する調査(1959 年)やアメリカ共同安全分署及び USIS から委託を受けた米援(アメリカから台湾への経済援助)に関する調査(1960 年)などがある。

中華民國の「中国」としての正統性、そして国民党による一党支配の正統性が二重に脅かされるようになる 1970 年代以降になると、内憂外患に対処すべく「サイレントマジョリティー」の所在を示すために世論調査が活用されていく。とりわけ、1972 年の「中日関係問題世論調査」は、準備過程において外交部と折衝を重ねつつ、質問事項を調整して望ましい結果を導こうとしていたことが伺える。台湾内部の世論調査の結果を通して中華民國を支持する国際世論を喚起しようとする試みがさまざまな場面においてなされた一方、内政・外交における実際の動向からは乖離していく傾向も見られた。

フランス極右とメディアの公共圏の歴史的分析

本間圭一(東洋大学)

キーワード: フランス、極右、メディア、公共圏

(1) 研究の目的

フランスで伝統的な中道政党が支持を失い、極右政治勢力が台頭している。2022 年の大統領選では、極右政党・国民連合を創設したマリーヌ・ル・ペンが決選投票に進み、41%の票を得た。2024 年の国民議会選(下院選)では、国民連合は、議会内で第 3 勢力に躍進した。一方、フランスのメディア業界は現在、激しい変化が進んでいる。各種世論調査によると、主要なニュース・メディアへの信頼度は欧州でも有数の低さとなり、ジャーナリストへの暴力も目立つようになった。さらに、主流メディアは経営難に直面し、新聞は異業種企業に買収され、テレビはインターネットに広告収入を奪われている。代替メディアが次々に誕生し、オンライン上のウェブ・メディアが視聴者数を増やしている。研究では、メディア業界の変化と政界の変化の接点を見極めることを目指した。

(2) 先行研究との差異

フランス・メディアの歴史、フランス・メディアの現代的な課題、フランスの極右政党、公共圏、インターネット空間について、日米欧で行われた様々な研究を参照した。その上で、極右政党とメディアの関係を問う先行研究がこれまで、極右勢力を分析する中の一要素としてメディアに焦点をあてたに過ぎなかったが、本研究では、歴史的変遷や現状の課題を織り込みながら、極右政治勢力とメディアの関係を分析し、極右政党とメディアの相互作用について、新たな視点を提示している。

(3) 研究の方法

検証作業のモデルとしたのが、ユルゲン・ハーバーマスの公共圏概念である。人、メディア、情報、権力の相互関係において、国家の権威から独立した自律性、財産と教養があれば討論に参加できる公開性、社会的地位によらず対等に議論できる平等性を制度的基準とし、この 3 基準が確保されれば、民主的議論が可能になるとしている。この 3 基準に基づき、政治・経済権力からの自律性、メディアとその利用者の双方向性、メディア利用者同士の対話性の観点から、アクターの異なる 18 世紀末、19 世紀後半、現代のメディア公共圏と現代極右のメディア公共圏を比較する。フランス人への世論調査、メディア関係者へのインタビューを組み合わせ、極右政治勢力とメディアとの関係を分析する。

(4) 得られた知見

世論調査は、パリの調査会社オピニオン・ウェイを通じ、フランス人約 1000 人に対し、2022 年と 2023 年の 2 回にわけて世論調査を行った。主な結果として、国民連合と再征服の支持者は、本来信頼していないはずの大手 4 テレビを多く視聴していることが判明した。さらに、メディアを介して政治家が発信するインターネット情報に直接接触する割合が高いことも分かった。メディア関係者へ

のインタビューでは、極右政治勢力の公共圏を構成する自律性、双方向性、対話性の有無を調査した。自律性については、15 人にインタビューし、主流メディアで働く 8 人が、政治・経済権力への依存を否定しつつ、一部で経営者に左右される状況を認めた。主流メディア以外の 7 人は全員、主流メディアの報道に政治・経済権力の介入の影をみていた。双方向性については、関係者 15 人に対するインタビューで、主流メディアと代替メディアに所属する 10 人のうち、9 人が組織内で、読者・視聴者とのやり取りを確保しようとする試みを証言した。対話性については、メディア関係者 11 人に対するインタビューで、多くのメディアが、インターネットを通じて、読者や視聴者同士が意見を交わす試みを行っていたが、それが幅広く普及しているという証言はなかった。結論として、現代極右の公共圏では、極右支持者は、権力の影響を受けた主流メディアを多く利用し、そこから入手した一次情報を基に、あるいは独自に、政党・政治家の発信する情報に接し、それを近親者同士で議論している。主流メディアから受け取った情報を批判し、メディア不信をさらに強める一方で、代替メディアまたは政党・政治家からの情報を積極的に入手し、いわば「二重の公共圏」を形成しているのである。その過程で極右化を深め、それが極右への投票行動につながるという流れである。こうした状況を改善する方策として、18 世紀末や 19 世紀後半のメディア公共圏と比較し、過去から現代に向かうほど、権力からの操作が目立つと同時に、ジャーナリズムからの批判機能が弱まっている点に着目する。それがメディア不信の一因となり、極右支持者の間で、「二重の公共圏」をもたらす原因となっている。従って、ジャーナリズムが、健全な機能を持てば、メディア不信は解消し、民主主義に前向きな効果をもたらすと結論付ける。

インド総選挙報道に見るメディア倫理の特徴 世界最大の選挙の伝わり方と日本の選挙報道を比較して

引地達也(フェリス女学院大学)
アルン・プラカシュ・デゾーサ(上智大学)

キーワード:選挙報道、メディア倫理、インド、多言語・多宗教、SNS

(1)研究の目的

民主的社会とメディア活動における普遍的価値としての「表現の自由」の具体的な行為としてのメディア倫理活動について、日本とインドを比較した 2024 年春季発表を基礎とし、その具体的なあり方として 2024 年の総選挙の報道を題材に分析するもので、実際の報道活動に抽出される言葉や論調、さらに SNS でのニュースの展開を抽出し、メディア倫理の具体的な整理を目的とする。

特に世界最大の選挙と言われるインドの総選挙を多言語・多宗教国家のインドの報道という切り口から考察することで、メディア倫理の普遍化に向けた整理を促進し、同時に 2024 年に実施された日本の総選挙と、その報道とを比較し、分析し差異を浮き彫りにする。

米国ではトランプ大統領が再任され、国際秩序を揺さぶっており、グローバルサウスをけん引するインドの独自の外交と報道の分析であぶり出される実態が外交と関係するかとの議論にもつながり、新しいメディア倫理の形を模索するものである。

(2)先行研究との差異

二国間の報道に関する比較分析はこれまでも行われているが、今回は同じ年に総選挙を実施している状況のもと、SNS で情報が拡散する中で、新聞報道が選挙を正確に捉えようとする姿勢をいくつかの事象を焦点化し比較することは、時勢を踏まえた研究としてこれまでの差異としたい。アルンと引地は日本とインドで表現の自由やメディア倫理に関して、社会的な成立経緯の類似性を示しながら、新聞倫理綱領等の具体的なガイドラインを抽出して比較してきた。今年 1 月にインドを訪問し選挙による変化を肌で実感してきたことも本研究の過程に加味し分析していく。アルンと引地は 2020 年秋季研究発表での「アジア各国におけるメディア倫理の『普遍性』を考察する一意識調査により比較する『期待』『失望』の実態-」、「メディア倫理と「表現の自由」の普遍性 日本とインドの成立と各綱領からの考察」でインドと日本のメディア倫理の相違を検討したことは、外観の整理であり、本研究では事象を抽出してのディテールの分析と位置付けている。

(3)研究の方法

本研究では、インドの政治状況と表現の自由に関する規定を概観し、多言語・多宗教国家の中での政治の報じられ方をインドの各地方・各種言語による複数の新聞報道を整理した上で、総選挙を報じる各言語の新聞報道を「世論調査と結果との差異」「モディ首相の

呼称及び形容詞「ヒンズー教の諸活動と政治活動に関する報道」「首都デリーの地方選挙での与野党逆転報道」「地方選挙での『川の毒殺』をめぐる主張の SNS 及びメディア報道の伝播」のテーマに焦点を絞って、インドの大小及び各地の様々な言語のテキストと写真、加えて SNS の情報を分析対象として、質的調査する。さらに、昨今の日本の総選挙報道における新聞報道の記事のテキストを整理・分析した上で、巷間で示される選挙報道に関する今日的话题を抽出し、その現象をインドと日本を比較分析しながら、民主主義を機能させる役割を担う選挙とその報道に関するメディア倫理の普遍的なあり方を検討する。

(4)得られた知見

2024 年インド総選挙でモディ首相率いる与党連合が過半数の議席を獲得し 3 期目の政権を維持したものの、与党インド人民党が単独で大幅に議席を減らすことの表現が各報道機関に微妙な立ち位置の違いを浮き彫りにした。仔細に地方や言語別にインドの報道を見ていくと世論調査と結果の違いが鮮明化し、報道と世論との差が顕在化した。モディ首相の呼称に関しては、*vikas purush* (開発男)、*yug purush* (時代の男)、*vishwa guru* (世界の教師、グローバルな教師)、*chaiwala* (お茶屋さん)、*chowkidar* (番人) 等が各報道で見られたが、地方の実情によつての違いはインドの多言語・多様性に伴う地方の文化や風土の違いの結果とも受け止められる。2024 年の総選挙後、2025 年 2 月初旬のデリー地方選挙で与党インド人民党が過半数を奪還する、という総選挙とは違う結果は、報道が焦点化した課題と SNS で拡散された情報による結果の差であるとの可能性をメディア倫理の側面から検討した。デリーの議会過半数の国民党が「川の汚染対策への対応」を「人民を毒殺している」という表現につながり、批判がネガティブな言葉によつて拡散された事実は大きい。報道と SNS での拡散現象は日本の都知事選とも類似する。これら世論調査との差異や与党の選挙キャンペーンや地方選挙をめぐるネガティブキャンペーン報道の現象を分析していくとインドの各報道機関の報道は、選挙結果につながる重要な役割を果たすとの自覚のもとで、再度倫理的な省察が必要と思われる。それは日本も同様であり、メディア倫理の普遍性を確認するために、さらに SNS とマスメディア報道を考える上では、政治的意図を含んだキャンペーンやそれに付随する動きを客観的に報道するメディア倫理の基本的な考え方も整理すべき課題であることを確認した。

個人共同研究発表2

ファンの愛と SNS 上の戦術 ——ライブ会場内でのチケット取引を事例に

小埜功貴(東京科学大学大学院 院生)

キーワード: ファン、規制、越境、ライブ、チケット

本研究では、日本の男性アイドル業界を牽引する会社のひとつ「STARTO ENTERTAINMENT」(以下、STARTO)に所属する男性アイドルを愛好する女性ファンに注目し、そのなかでも、事務所が定めるチケットの購入などについてのガイドラインに反する越境行為をはたらくファンを対象とする。この背景には、旧ジャニーズが STARTO へ移行して以降、それまで横行されていた一部のファンによるチケットの不正売買などの規制・処罰が多く実施された事実が存在する。これに対して一部のファンたちは、施行される規制を逐一回避しながら、ファン同士でチケットの転売や金銭をとまなう譲渡といった不正売買行為を行い続ける。

STARTO のライブでは会場へ赴いて入口で発行されるチケットを受け取らない限りどこの座席に指定されているのかが分からない仕組みとなっている。一部のファンのなかで、会場内でチケットを交換する行為を「サイチェン」(サイドチェンジ)、金銭を伴ったファン同士による会場内でチケットの売買を行う行為は「中積み」と呼ばれている。もちろん、これらの行為は主催によって禁じられている。本研究ではライブをめぐるファンたちの越境行為を行うことの動機や、変化しゆく SNS などのメディアをいかに駆使しながら規制をかいくぐってきたのかについての戦術を明らかにしていく。

これまで、旧ジャニーズを含めた男性アイドルを愛好するファンについての研究は多く蓄積されてきた。従来のアイドルファン研究の多くは、ジェンダーの観点からアイドルを応援することによって得られるアイデンティティの承認や、ファン実践として行う移動や SNS 上での趣味縁について注目することが多かった。しかしながら、これらの研究のほとんどは事務所が定めた規制およびガイドラインのなかで「正當に」楽しむファンたちの実践であり、本研究が注目するような越境行為を行うファンの行為に注目した研究は非常に乏しい。数少ないながらも、ジャニーズファンの越境行為に注目した研究のひとつに、マスメディアでは伝えられていない「ウラ情報」や、アイドルの住所などのプライベート情報が記載された「怪文書」と呼ばれる 1990 年代においてジャニーズファンに拡散されたメディアに注目した研究がある。けれども、この研究が対象とするのは 1990 年代から 2000 年代前半という SNS 普及前の時代であることや、あくまで怪文書という紙メディアのみの注目であるため、X(旧 Twitter)などの SNS が駆使され、アイドルという像が多様化された現代のファン文化のリアリティを説明しきれないことに大きな課題が存在する。

以上のような背景を踏まえ、本研究では、ファンたちが越境行為を実践するうえで SNS やメディアをいかに駆使し、その行為によって彼女たちが何を求めているのかについて明らかにしていく。本研究が採用する方法論は実際に越境行為を行った経験のあるファン 15 名への半構造化インタビュー

ューと、X や TikTok に投稿された越境行為に関する内容が記載されたポストについての内容分析である。

本研究の結果、ライブ当日にガイドラインの規定に反してまでチケットの取引を行うのは、出演するアイドルが立つステージの近くに座席を確保することによって自身のもともめるファンサービスをもとめるうちわを掲げ、それに応えてもらう可能性を高めることにある。これが意味するのは、自身にとっての「推し」であるアイドルは無数のファンに応援されていることを承知しながら、そのファンのなかでも自分自身が特にそのアイドルから認知されているという優越的な承認欲求を満たすと同時にアイドルとの「つながり」を感じる心理を得られるということである。また、ファンたちはこのような欲望を実現させるにあたって、運営からの個人特定を回避するため、X にてチケットを取引するための専用のアカウントを用い、ハッシュタグを通じて条件に合うアカウント同士で連絡をとりあい、会場内にて直接取引を行う。それ以降、取引を行ったファンと交流することはほぼ皆無であり、流動的な関係を必要に応じて構築する。事務所の定める境界をファンたちが SNS を通じて越境するという実践は、ミシェル・ド・セルトーの提示する「戦術」そのものであると同時に、送り手が提供する枠組みのなかでファンたちもまた生産活動を行うというヘンリー・ジェンキンズによるコンバージェンス・カルチャーの議論を拡張させる可能性を与える。SNS 時代のアイドルファン文化について、オンライン(SNS 空間)とオフライン(現場)が重なり合うコンサート会場内の実践に注目することによって、不正とみなされるようなファンによる越境行為という、よりリアルなアイドルファン文化をファン研究にもたらしことが可能となる。

生成 AI の利活用がもたらす新たな変革の現在地 —マスメディアとエンタメ・クリエイティブ産業を中心に—

華金玲(慶應義塾大学)

キーワード:技術革新、コンテンツ制作、テレビ放送、エンターテインメント、AI アニメ

(1) 研究の目的

本報告の目的は、テレビ放送やメディア産業における生成 AI(または AI-Generated Content, AIGC, AI によるコンテンツ生成)の利活用の現状を明らかにし、生成 AI がもたらそうとしている社会変革の現状を把握することである。

(2) 先行研究との差異

インターネットが旧来のマスメディアに対して大きな競争圧力となっていることは多くの先行研究で指摘されてきたが、コンテンツ制作においてインターネット発達の産物ともいべき生成 AI を日本や中国でどのように活用しているかを報告した先行研究が管見の限り見当たらない。本報告は、日中における生成 AI 利用の現状をレポートする。

(3) 研究の方法

本研究では、日本と中国のテレビ放送局などにおけるインタビュー調査をもとに生成 AI を取り入れている先行事例を取り上げ、現場でいま何が起きていて、コンテンツ制作がいかに変化しつつあるかを報告する。また、それが今後のテレビ放送や動画配信産業にどのような影響を与える可能性があるかを考察する。

(4) 得られた知見

インタビュー調査によって、日本と中国のマスメディアとエンタメ・クリエイティブ産業では生成 AI の利用によってコンテンツ制作が変わりつつあることが明らかになった。すなわち、第一に、コンテンツ制作の生産性向上、第二に、個性ある作品の制作が可能になったこと、第三に、多言語放送の普及といった効果があることがわかった。

1)コンテンツ制作の生産性向上については、Netflix の事例と中国上海テレビ局の公共広告制作事例から確認できた。

Netflix が 2023 年 1 月に発表した 3 分間のアニメ動画である「犬と少年」では背景美術を生成 AI によって作成した。このアニメの場合は、ネット上で生成 AI の利用を批判する声も出たものの、人手不足で悩むアニメ産業にとって生成 AI が有効な解決策になりうる可能性を示した。上海テレビ局では、公共広告の制作に生成 AI を利用しており、これによって通常 2 週間以上を要していた作業を 3 日間で完成した。

2)個性ある作品の制作が可能になったことに関しては、Netflix では、「AI が介在しているのに、作品には明確に監督の個性がにじみでている。ベースに AI があっても、そこからさらに手を加えてい

くので、クリエイターの個性は明確に残る」という証言があった。

3) 多言語放送の普及については、オランダとデンマークの事例では生成 AI で「多言語翻訳」と「音声合成」が利用されていることが報告されている。中国の中央テレビ局、国際テレビ局では多言語放送に生成 AI を利用していることが確認できた。

一方で、生成 AI 利用においては課題もある。最も懸念されているのは、動画作成における著作権の問題である。テレビ局には長年撮りためてきた映像や音声などのコンテンツという貴重な資産がある。生成 AI を使えば、こうした資産を活用した新たな創作を低コストで行うことが可能となる。しかし、日本も中国も生成 AI の利用における著作権に関する法規が議論されている最中にあり、将来的にどのような画像が法的な対象となるか未知であるため、制作する段階において極めて慎重に行わないといけない。これに加え、テレビ番組制作における二次利用権利処理も大きな課題となっている。

“クリエイター”に内在するプラットフォームの政治経済性 —TikTok ジャパンの対クリエイター施策の分析を通じて—

吉川昌孝(京都精華大学)

キーワード: プラットフォーム、クリエイター、TikTok

(1)研究の目的

本研究は、TikTok ジャパンの対クリエイター施策の分析を通じ、プラットフォームがクリエイターをどう活用しようとしているか、その政治経済性について明らかにするものである。

2017 年、ユーチューバーが「小学生の「将来になりたい職業」ランキングトップ 10」(日本 FP 協会調べ)に初登場し、翌年には TikTok が急速に浸透するなど、ユーチューバーやティックトッカーなど「プラットフォームの名称+er」という呼称は急速に浸透した。しかし、プラットフォーム側は彼らをユーチューバーやティックトッカーではなく、常にクリエイターと呼称する。動画再生回数の上昇が双方の収益を押し上げる点で両者は共存関係にあるが、それゆえクリエイター(創造者)という呼称には、プラットフォームに内在化する政治経済性が滲出している。本研究はこうした背景に鑑み、対クリエイター施策を多く実施する TikTok ジャパンに着目し、その施策の特徴と戦略性を明らかにすることで、クリエイターという概念へ批判的な考察を試みる。

(2)先行研究との差異

本研究と関係する領域として「メディア表現者研究」と「プラットフォーム研究」の二つを挙げることができる。

「メディア表現者研究」では、Web1.0 時代のメディア・プラクティス、Web2.0 時代のネットセレブリティなど個別の事例に焦点を当てた研究が多くなされてきた。本研究は、その系譜上にプラットフォームの動画投稿者を置き、2010 年代後半以降のメディア環境に即して「メディア表現者研究」の更新を試みようとするものである。「プラットフォーム研究」については、プラットフォーム資本主義の観点から、データの採取先であるユーザーとそれを収益化するプラットフォームという関係については活発に研究がなされている。ただ、動画を投稿するもう一人のユーザーであるクリエイターとプラットフォームの関係について分析したものは多くない。動画投稿者というもう一人のユーザーからプラットフォームの政治経済性を明らかにする本研究は、プラットフォーム研究にこれまでと異なる視座を提供するものである。

(3)研究の方法

TikTok ジャパンが 2020 年から展開する公式 note よりクリエイターに関わる施策の記事を抽出し、各施策の目的や内容からそれらを分類した。併せて 2023 年～24 年に TikTok ジャパンがクリエイターを動員して行った以下のイベントを参与観察した。具体的には「TikTok Creative Festival 1 in OSAKA」(2023 年 7 月)、「TikTok Creative Festival in NAGOYA」(2023 年 9 月)、「TikTok Creative Festival on Tour: 浦添てだこまつり」(2023 年 10 月)、「TikTok Local Love in 福

岡」(2024 年 5 月)、「TikTok Creator Summit Japan 2024」(2024 年 9 月)、「みんなで学ぶ気候変動」プロジェクト 2024 フォーラム in 京都」(2024 年 11 月)の 6 つである。各イベントでのクリエイターの役割と行動、観客との交流を中心に観察を行った。

(4)得られた知見

記事分析と参与観察から以下の3つの特徴が明らかになった。

- ①クリエイターの発掘、育成、表彰に加え、表彰されたクリエイターを起用してファンとの交流イベントや社会課題をテーマにしたイベントが行われており、クリエイターの発掘からその起用まで一つのサイクルが形成されていた。
- ②クリエイターの発掘から表彰までの施策は東京中心、クリエイターを起用したイベントは地方中心に実施されていた。東京では、TikTok ジャパンとクリエイター及びクリエイター同士の関係強化が主な目的(YouTube も同種の施策を展開)であるのに対し、地方イベントは、クリエイターとファンの直接的な交流に重点が置かれ、それがクリエイターの活動のモチベーションにもつながっていた。
- ③クリエイターが起用される地方イベントの観客は 10 代未満からローティーンの親子連れが中心であったが、TikTok の利用年齢が 13 歳以上であることを考えると、親子での動画視聴から若年層と TikTok との早期接触が発生したことが推測される。

以上、TikTok ジャパンの対クリエイター施策は、クリエイターにはファンとの交流を通じたモチベーションの向上、動画投稿の促進に寄与し、TikTok ジャパンには若年層の早期開拓に貢献しており、両者の共存関係をより強化するものとして機能していた。TikTok ジャパンは対クリエイター施策の実行を通じ、彼らへの制御・管理を更に強めながら、自社プラットフォームの動画投稿数の向上や集客などその利用促進を図っていると言える。

個人共同研究発表3

男性への同情と女性への非難

—無差別・通り魔事件の加害者のジェンダーによる語られ方の違いに注目して—

江原優美子(東京大学大学院 院生)

キーワード:ジェンダー、ミソジニー、ヒムパシー、犯罪報道、加害者報道

(1)研究の目的

ジェンダーに基づくバックラッシュが多くの国々で社会問題になっている。たとえば、英語圏ではインセルが、日本では弱者男性がオンライン上でコミュニティを形成し、女性やフェミニストへの憎悪を募らせている。これらのコミュニティで流通している言説では、「弱者」男性の生きづらは「女性」に起因する、とされているからだ。

しかし、SNS の誕生によってこのような言説が流通し始めた、などと技術決定論的に考えるのは早計である。なぜなら、SNSで個人が発している言説の内容は、社会に既に流通している言説の中から選択され、発されているからだ。そして、流通・拡散に一役買っているのはマスメディアである。そのため、マスメディアに存在するミソジニー的な言説を明らかにすることが求められる。本研究では、犯罪報道におけるミソジニー的な言説の分析を通して、SNS を中心としたジェンダーに基づくバックラッシュをマスメディアと広い社会文化に位置づける。

(2)先行研究との差異

犯罪報道における女性の語られ方とミソジニーの結びつきは先行研究によって明らかになっている一方で、男性の語られ方をジェンダーの観点から議論する研究は多くない。女性被害者の犯罪報道についての先行研究では、女性のセクシュアリティが盛んに報道されたり、身勝手さを強調されたり、殺人を犯した背景を無視されたりすることで、断罪されるという(四方 2014)。しかし、このような言説は加害者のジェンダーに関係なく見られる報道なのではないかと指摘されている(四方 2014)。

男性の加害者の犯罪報道をジェンダーの視点から分析しているものは、ほとんど性犯罪に限られていた。たとえば、男性の性犯罪者は、逸脱したセクシュアリティの持ち主として他者化されることもある(牧野 2019; 前之園 2022)。その一方で、性暴力加害者男性は、ミソジニーの力学に基づき、同情(ヒムパシー)を集め、被害者である女性が非難されることもあるという(Manne 2017=2019)。しかし、どちらも性犯罪加害者男性の言説にしか注目しておらず、セクシュアリティと無関係で、道徳に反していることに異論がない罪を犯した男性の語られ方に注目した研究は見つからなかった。

そこで、本研究では通り魔・無差別事件という明らかに被害者に落ち度がない犯罪の場合、男性被害者のメディア言説を、女性被害者のそれと比較して分析した。特に、被害者に落ち度を見出すことが難しい通り魔・無差別事件の場合、犯罪報道での加害者の語られ方は、加害者のジェ

ンダーによって異なるのか——どのように動機が語られているのか、また加害者は同情されたり、事件背景が社会問題化されたりして免罪されるのか、それとも非難されて断罪されるのか——を R Q として設定した。

(3)研究の方法

女性の起こした通り魔・無差別事件として、名古屋市連続通り魔事件(2003 年: 殺人と殺人未遂), JR 大阪駅通り魔事件(2008 年: 傷害)の二つの事件を選定した。また、男性の起こした通り魔・無差別事件として、秋葉原無差別殺傷事件(2008 年: 殺人と殺人未遂), 小田急線刺傷事件(2021 年: 殺人未遂), 京王線刺傷事件(2021 年: 殺人未遂と放火)の三つを選定した。そして特に事件の動機と関連して語られた三つの観点(セクシュアリティ, 虐待などの被害経験, 精神状態)に注目しながら、それぞれの新聞、雑誌における犯罪報道の批判的言説分析を行った。

(4)得られた知見

全体的に女性の加害者は非難されるが、男性の加害者は同情されることが明らかになった。一点目のセクシュアリティについては、男女で論調が分かれた。女性加害者が性産業に従事歴や、多くの男性との関係に言及され、彼女たちのセクシュアリティは非難された。男性加害者のセクシュアリティの場合は、非難されることもあるが、同情されることも多かった。特に、非モテであることや元交際相手との破局に対して同情的な記事が多かった。非モテへの同情は、社会問題として発展し、いかに非モテが辛いのかについて論じられた。このような動機の語られ方は、どちらも事件の原因を女性に帰していることに変わりない。

二点目の虐待などの被害経験については、男女で論調がはっきりと分かれており、その結果、三つ目の精神状態についての論じられ方に影響を及ぼしていた。女性加害者の場合は、親からの不適切な養育・虐待や男性からの DV 被害や、精神状態の悪さはおもしろおかしく他者化されて報じられ、事件を起こしたことは自己責任とされた。一方で、男性加害者の虐待などの経験や精神状態は同情を集め、社会問題化されることもあった。男性加害者の被害の経験を取り上げる際には、加害した者のジェンダーを有徴化し、「真の加害者」を母親や女子生徒として報じている。

1970 年代の総合雑誌における知識人の発言特性

ー 言説分析を通じた象徴資本の考察

王昕珣(上智大学大学院 院生)

キーワード: 総合雑誌、言説分析、知識人、象徴資本、論壇

(1) 研究の目的

1970 年代の日本は、高度経済成長の最終局面に入り、経済の成熟とともに社会構造や政治的力学が変容する時代であった。この時期、論壇における言論の場として総合雑誌が果たした役割は極めて大きく、特に『世界』『中央公論』『文藝春秋』は、知識人が発言を行う主要なプラットフォームとして機能していた。しかし、これらの総合雑誌において、知識人がいかなる言語戦略を用い、どのように自身の象徴資本を行使しながら言論空間を形成していたのかについては、十分に検討されていない。本研究は、この 1970 年代の総合雑誌における知識人の発言の特性を解明し、論壇の言説構造と象徴資本の関係性を体系的に分析することを目的とする。

議論の中心となるのは、総合雑誌という場において、知識人がいかなる修辞的手法を駆使し、どのような論理展開を構築し、またどのような立場から議論を展開していたのかという点である。これを明らかにすることで、総合雑誌がどのようにして知識人の発言を媒介し、時代の言論空間を形成していたのか、さらに知識人の発言がどのような影響力を持っていたのかを探究する。

(2) 先行研究との差異

これまでの研究では、論壇に関する議論は多く行われてきた(竹内洋・佐藤卓己・稲垣恭子編『日本の論壇雑誌—教養メディアの盛衰』、奥武則『論壇の戦後史』など)。これらの研究は、総合雑誌の歴史的変遷や社会的影響を論じているが、具体的な知識人の言説特性に関する詳細な分析は十分に行われていない。

こうした研究動向の中で、本研究は既存の議論を補完する形で、知識人の発言内容そのものに着目し、言説分析を通じて 1970 年代の総合雑誌が形成する言論空間の特性を解明する。特に、知識人の職業的背景(学者、評論家、ジャーナリスト、政治家)と発言の修辞・論理構造の関係を分析し、論壇における象徴資本の作用を明らかにするという点において、先行研究とは一線を画するものである。

(3) 研究の方法

本研究では、1970 年代における『世界』『中央公論』『文藝春秋』に掲載された記事を対象とし、テキストマイニングと言説分析を組み合わせた手法によって、知識人の発言特性を体系的に分析する。以下の 3 つの手法を用いることで、論壇における言説の構造と象徴資本の関係を詳細に検討する。

① テキストマイニングを用いた頻出語・共起ネットワーク分析

各総合雑誌において、1970 年代に頻繁に論じられたテーマやキーワードを抽出し、その共起関

係を分析する。これにより、各雑誌がどのような議論の枠組みを持っていたのか、また知識人がどのような問題意識を共有していたのかを明らかにする。

② ディスコース分析を通じた知識人の言語戦略の分類

修辭的特徴(比喩、強調、権威の引用など)や論理的構造(演繹・帰納・対比など)を分類し、職業属性ごとの発言の特徴を比較する。たとえば、学者型の知識人は理論的な議論を展開し、ジャーナリストは時事的な批評を行うなど、各職業における発言の特性を可視化する。

③ 象徴資本と発言特性の関係分析

ブルデューの象徴資本論を援用し、各知識人がどのように自己の象徴資本(学歴、職歴、専門性)を活用しながら発言権を確立していたのかを分析する。特に、総合雑誌の中で高象徴資本を持つ知識人と、そうでない知識人の発言の違いを検討することで、論壇における権威の構築過程を明確にする。

(4) 得られた知見

本研究の初期分析では、以下のような知見が得られた。

① 各総合雑誌における言論の枠組みの違い

『世界』では国際政治やイデオロギー論争が主流となり、学者や評論家による学問的な議論が多い。一方、『文藝春秋』では社会批評やジャーナリズム型の論説が中心となり、文芸知識人とジャーナリストの発言が目立つ

② 知識人の発言スタイルの相違

職業属性ごとに発言の特徴が異なることが確認される。学者型の知識人は学術的な専門用語を多用し、客観的なデータや理論に基づく議論を展開する傾向がある。それに対し、ジャーナリストは具体的な事件や人物を取り上げながら、感情的な訴えを伴う批評を行うことが多い。政治家や政策提言者は、実務的な視点から制度設計の提案を行うことが多く、説得力の構築に異なる手法を用いる。

③ 象徴資本と発言の関係

高象徴資本を有する知識人は、専門性や学術的背景を強調することで権威を確立し、その発言は論壇において高い影響力を持つ。一方、象徴資本が相対的に低い執筆者は、読者の情緒や社会的共感を喚起するような語り口を用いる傾向がある。

以上の分析を通じて、1970年代の論壇において、知識人の言説がいかに構築され、象徴資本がどのように発言の権威を形成していたのかを明らかにする。

MCDA(Multimodal Critical Discourse Analysis)の理論的背景と有効性

竹田恵子(東京外国語大学)

有馬明恵(東京女子大学)

キーワード:MCDA、メディア分析、マルチモダリティ、記号資源

(1)研究の目的

本発表は、MCDA の理論的背景と有効性を日本の文脈をふまえてより具体的に明らかにすることを目的としている。主として(1)近年のコミュニケーション手法の変化、(2)これまでのメディア分析の傾向、(3)ロラン・バルトらの記号論との違い、(4)批判的談話分析(CDA)との違いの 4 点より理論的背景と日本における文脈を整理し、具体的な分析事例を提示する。

(2)先行研究との差異

海外では、複数の MCDA に関する文献が発表されており、MCDA を用いた分析もある。発表者らは日本の文脈において、日本の事例を用いた分析を行う。また、日本においてもマルチモーダルなメディア分析は見られるが、発表者らはさらに多くの情報の形態を考慮した網羅的な分析を試みる。

(3)研究の方法

文献および先行研究の調査を主とする。ただし、発表者らは Per Ledin & David Machin(2018)の”Introduction to Multimodal Analysis(2nd ed.)”の翻訳と並行して日本語の概説書の執筆を行っている。また MCDA を用いて複数のメディア表象を分析してきたため、その過程で得られた知見も含まれている。

(4)得られた知見

メディア研究では主に量的分析を用いる内容分析が重要な客観的かつ実証的手法とされ、1940 年代より発展してきた。そして近年、テキストマイニングをはじめとする、大規模なデータ解析手法が開発され、議論が積み重なっている。対して質的分析においては、社会問題の社会学を中心とした構築主義的な言説分析、インタビュー調査、会話分析などが挙げられる。美術史や芸術学の分野では、イコノロジー、イコノグラフィといったイメージを分析する手法が発展してきた。しかし、これらの分析手法は文字情報、平面に描かれた油絵などといったひとつの情報形態(モノモーダル)の分析であった。これらに関して、Machin らは、社会記号学を背景として近年のメディア状況の変容に合致した分析手法「MCDA(Multimodal Critical Discourse Analysis)」を提唱している。MCDA、またはマルチモーダル分析に関する先行研究は国内外にあるものの、発表者らの提示する手法は見るべき着眼点(記号資源)がより網羅的で、日本の文脈に合わせていることが特徴である。

近年のメディア状況において視聴者が受け取る情報の形態は、文字情報、色、人物などのイメ

ージ等、複数の要素からなるものがほとんどである。MCDAは、情報の形態の組み合わせで意味されていること、その背景にある文化や価値観、またメッセージから排除されていることまでも、読み取ることを目指していることが最大の特徴である。したがって、テレビやインターネットの広告、Instagram 等の SNS をはじめとする各種メディアについてもより精緻な分析を行うことを可能にし、今後のメディア研究において最も重要なツールのひとつとなると考えられる。

2025 年 6 月 8 日(日) 午前

個人共同研究発表4

震災を語るメディア実践の質的分析

～語りにくさを乗り越える「わすれン！録音小屋」を題材に

小野洋文(東北大学大学院 院生)

キーワード:メディア実践、東日本大震災、震災の記憶、ナラティブ、当事者性

(1) 研究の目的

本研究では、せんだいメディアテーク(仙台市青葉区)のプロジェクトとして記録された「わすれン！録音小屋」での震災の体験の語りを題材に、今まで語りにくかった体験が、対話相手と設定された空間での会話の中でどのように表出しているのか、会話の内容分析から質的に明らかにし、メディア実践としての「録音小屋」の意義と課題について考察することを目的とする。

せんだいメディアテークでは、2019 年 3 月より「3 がつ11にちをわすれないためにセンター」の事業として、話し手と聞き手が 2 人一組で震災の体験や気持ちを録音して残す「録音小屋」プロジェクトをはじめ、一部を除き公開されている。語ることのできる人よりも、いまだ語らず胸の内に秘めている人の語りを記録することを目的としている。こういった「語りにくさ」は社会の抑圧の構造により生じることや、災害や事故の体験に「語りにくさの構造」があることが指摘されており(標葉 2021)、上記プロジェクトは、その語りにくさを軽減させるためのいくつもの趣向が凝らされている。

上記プロジェクトは米国 NPO の Story Corps の設定を参考にし、「密室空間」、「話し手と聞き手 2 人での実施」、「質問項目」、「時間限定」また「公開を前提としラジオブースのようなしつらえ」、など空間設定の工夫が施されている。これら作用により、語り手は対話相手と共に、自らの語りを＜自立的／強制的＞、＜公的／私的＞、＜断片的／構築的＞など、刻々と揺れ動く認識の中で捉え、話を選択し、意味を産出していくことが想定される。本研究では、このような性質をもつ「録音小屋」の仕組みを一つのメディア実践と捉えることとし、対話相手や語りを実施する環境が持つメディアの媒介性に着目する。それが語りの内容とどのような関連を持っているのか分析し、上記プロジェクトの意義について議論したい。

(2) 先行研究との差異

「語りの記録」を対象とする研究領域は幅広く、社会学的なナラティブ研究は、一方では物語療法(ナラティブ・セラピー)と接続し、また他方では当事者の語り自体が人生を構成していく過程が焦点化される(『現代社会学辞典』2012)。このように語りが、話者の人生を形成あるいは書き換えることを主題とした研究は数多いが、とりわけ語りにくい事柄の語りがどのように会話の中から生産されていくかを主題とした研究は少ない。先行研究として、空間や語りの場に同席する者をメディアと

見て、その媒介性に注目し「語ることのできる場所(空間)」の可能性を論じた東北大学の坂田邦子の研究がある(坂田 2022)。本研究では、条件が整えられた環境で録音された、複数の会話データを用いることで、より具体的で詳細な分析を行うことができる。

(3) 研究の方法

「録音小屋」にこれまで録音された 21 本(18 組)の音声素材を対象とし、会話内容の質的分析をおこなう。研究課題は以下の 2 つである。一つ目は、「語りにくいとされる話はどのようなもので、対話相手の関係によりどのように会話に出現するのか」である。M-GTA 法の手順で「語りにくさが表現されている」と思われる語りの箇所に概念名をつけ、カテゴリーに分類。カテゴリーを関係図で表し、対話相手の関係と語りの内容との関連について考察する。

二つ目は、「上記の話が語られる際の認識にはどのような特徴があるか」である。「録音小屋」から提示される「質問文」に着目し、それをどのように解釈したか、認識の仕方に M-GTA の手順で概念名をつけ、カテゴリーに分類。また録音者へのインタビューも実施し、そのデータも用いながら、認識のありようと語りの内容の関連について考察する。

(4) 得られた知見

研究課題 1 については、東北で震災を経験した同士の対話相手で＜暮らし＞＜環境＞の日常経験に負の感情を伴う場合、＜将来の震災＞や社会に警句を発する傾向にある。また外部の無理解に負の感情を伴う場合、反作用的に反発としての＜他者化＞または＜あきらめ＞と結びつく傾向にある。一方で、東北で震災を経験していない話者の場合、＜社会不安＞を語る傾向にあり、また当事者性に関する心の動きを語る傾向にある。

研究課題 2 については、「質問文」を拡大解釈することにより、「場所性に意識を転換」また「ライフストーリーへ意識を転換」などの事例が見られた。また話者により、第三者が聞いているようなやり方で話すか、対話相手のみに話すやり方で話すかの認識の違いがあることも分かった。

これらの結果から、上記「録音小屋」プロジェクトの意義と課題について議論したい。

高齢者におけるデジタル技術利用の規定要因：社会的認知理論に基づく統合的分析

竹村朋子(立命館大学)

キーワード：デジタル・ディバイド、社会的認知理論、高齢者

(1) 研究の目的

デジタル技術の進展は、人々の生活様式や社会システムを根本的に変革しつつある。しかし、このような状況において、デジタル技術を効果的に活用できる人々とそうでない人々の間で、社会参加や情報へのアクセス、サービスの利用機会などに顕著な差異が生じている。特に高齢者においては、同じ年齢層内でもデジタル技術の活用度に大きな差異が存在し、それが生活の質にも影響を及ぼしている。

本研究は、社会的認知理論の枠組みを用いて、高齢者のデジタル技術利用の実態とその規定要因を明らかにすることを目的とする。特に、個人要因(属性や態度など)、行動要因(利用経験や習慣など)、環境要因(社会的支援や利用環境など)の相互作用に着目し、高齢者間のデジタル格差を生み出すメカニズムを解明する。これにより、デジタル社会における高齢者の包摂に関する理論的・実践的知見の獲得を目指す。

(2) 先行研究との差異

本研究は、以下の3点において既存研究と異なる独自性を有する。

第一に、社会的認知理論を理論的基盤として、高齢者のデジタル技術利用に影響を与える要因を統合的に分析する。従来の研究では各要因を個別に分析する傾向が強く、要因間の相互作用や複合的な影響を包括的に検討した研究は限られていた。特に、自己効力感や技術に対する態度といった心理的要因と、社会的支援などの環境要因との相互作用については、十分な実証的検討がなされていない。

第二に、全国の高齢者を対象とした大規模調査に基づく実証分析により、年齢層と性別による差異を詳細に検討する。これまでの研究の多くは、特定の地域や限定的なサンプルに基づくものが多く、全国規模での実態把握と要因分析は十分になされていなかった。

第三に、デジタル技術の利用による具体的な成果や便益(第三次デジタル・ディバイド)に着目し、生活満足度などの主観的指標との関連を検証する。これは、単なる利用の有無や頻度を超えて、技術利用がもたらす実質的な効果を検証するものである。

(3) 研究の方法

全国の65歳以上の高齢者を対象として、性別と年齢層(65-74歳、75歳以上)で割り付けを行い、3,200名の回答を得た。調査項目は以下の要因で構成される。

- ・個人要因: 基本属性、デジタル技術に対する自己効力感、技術に対する態度
- ・行動要因: デジタル技術の利用スキル、各種デジタルサービスの利用状況
- ・環境要因: 世帯構成、社会的サポート、インターネット利用環境

・成果指標:主観的幸福感

分析では、まず探索的因子分析により、デジタル技術への態度とスキルの因子構造を確認した。その後、構造方程式モデリング(SEM)を用いて、これらの要因間の相互関連性を統計的に検証した。特に、社会的サポートの媒介効果と、世帯構成の調整効果に注目した分析を行い、要因間の複雑な関係性の解明を試みた。

(4) 得られた知見

分析の結果、以下の点が明らかになった。

1. デジタル技術の基本的な利用率は高い一方で、行政サービスや医療サービスなどの生活支援的なサービスの利用には大きな格差が存在することが判明した。この結果は、単なる技術へのアクセスや基本的なスキルの問題を超えて、より高度な利用における格差の存在を示唆している。
2. 社会的サポートの存在が技術利用に重要な役割を果たしており、特に高度なデジタルサービスの利用において、支援環境の有無が重要な要因となっていることが確認された。この知見は、デジタル包摂における社会関係資本の重要性を示すものである。
3. 世帯構成による差異も顕著であり、特に一人暮らしの高齢者は、デジタルサービスの利用において制約がある傾向が示された。さらに、この影響は年齢層が高くなるほど顕著になることも明らかになった。

これらの知見は、高齢者のデジタル技術利用における要因間の相互作用を理解する上で、新たな理論的示唆を提供するとともに、高齢者のデジタル包摂に向けた支援のあり方を検討する上で重要な基礎的知見となるものである。社会的認知理論の枠組みの有効性が実証的に確認されたことは、今後の研究発展においても重要な意義を持つと考えられる。

メディアを通じたニュースへの接触有無が政治知識量に及ぼす影響の研究

長濱憲(東京大学大学院 単位取得退学)

キーワード:メディア接触、政治知識量、新聞、テレビ、ソーシャルメディア

(1)研究の目的

本報告の目的は、メディアを通じたニュースへの接触有無が、政治知識量に及ぼす影響を明らかにすることである。

(2)先行研究との差異

Downs(1957)の「民主主義の経済理論」によれば、有権者は、投票によって得られる効用がコストを上回る場合に投票する。そのため、自分自身の効用を満たす政党の情報を得ることが、投票参加の重要な要因となる。また、有権者が各政党の政策に関する情報を記憶すると、政治知識となる(Delli Carpini & Keeter 1996, Verba et al. 1997)。従って、政治知識は有権者の投票参加を規定する重要な変数と言える。

有権者の政治知識量に影響を及ぼす変数として、メディア接触が挙げられる。先行研究では、新聞(Robinson and Davis 1990)やテレビ(Graber 1990)、その両者(Neuman et al.1992)、オンラインニュース(Dimitrova et al.2014)等への接触が政治知識に及ぼす影響を示している。

しかし、総務省情報通信政策研究所(2024)によれば、2014年以降に国内では新聞・テレビ・ラジオのメディア利用率は減少傾向にある。また、ソーシャルメディアの利用率が増加しており、特に若年層において顕著な傾向にある。そのため、個別のメディア接触の効果だけでなく、マスメディア等を通じたニュースへの接触機会が全体的に変化している可能性を踏まえ、その影響を検証する必要がある。

本研究では、有権者のメディアを通じた全体的なニュースへの接触の有無が、政治知識量に及ぼす影響について分析を行った。具体的には、2024年10月に行われた衆議院議員選挙の選挙期間中に、「①マスメディア(新聞・雑誌・テレビ・ラジオ)」「②マスメディア+ネットニュース」を通じてニュースに接触したかどうかにより、選挙期間中の政治知識の増加量の差が生じているか分析した。

(3)研究の方法

2024年10月の衆議院議員選挙において、選挙前後で計2回のインターネット調査を実施した。第1回調査は2024年10月15日の公示前に実施し、第2回調査は10月27日20時の開票後に行った。分析対象は、第1回調査と第2回調査の両方に回答した1560サンプルである。

調査対象者に対しては、第1回調査と第2回調査で政治知識を問う同一の設問を提示し、選挙期間中の政治知識量の増加について調べた。政治知識は「統治の仕組み」「政党政治の動向」「政治リーダー」の三次元で構成されているため(今井 2008)、各次元に関する質問を行った。具体的には、「統治の仕組み」については裁判員制度の名称や衆議院の定数、参議院の任期に関

する計 3 問を用いた。「政党政治の動向」については、自由民主党と立憲民主党の公約・キャッチコピーに関する計 6 問、「政治リーダー」については国内外の政治家の役職に関する計 10 問を使用し、それぞれ正答数を合算して政治知識量に関する変数として用いた。

また、衆議院議員選挙の選挙期間中に、主要メディアを通じてニュースに接触した頻度を、「ほぼ毎日」から「まったく見ていない」までの 5 件法で質問した。このうち、選挙期間中に 1 回以上ニュースに接触した回答者を接触者として分類した。

上記の結果を用いて「①マスメディア(新聞・雑誌・テレビ・ラジオ)」「②マスメディア+ネットニュース」について、ニュース接触の有無による選挙期間中の政治知識の増加量の違いを分析した。

(4)得られた知見

まず、年代別のニュース接触の傾向についてカイ二乗検定を行ったところ、「①マスメディア(新聞・雑誌・テレビ・ラジオ)」を通じたニュース接触率は 60 代が最も高く 53.3%、30 代が最も低く 25.3%だった。「②マスメディア+ネットニュース」では 60 代が最も高く 86.0%、10 代が最も低く 55.0%だった。いずれも、0.1%水準で有意な偏りが見られた。

各グループについて選挙期間中の政治知識量の変化の差についてウェルチ検定を行ったところ、「①マスメディア(新聞・雑誌・テレビ・ラジオ)」は接触者の方が非接触者よりも「統治の仕組み」が有意に高かった(5%水準)。「②マスメディア+ネットニュース」接触者は、「統治の仕組み」(0.1%水準)、「政党政治の動向」(1%水準)、「政治リーダー」(5%水準)が有意に高かった。

さらに従属変数を選挙後の政治知識量、独立変数を公示前の政治知識量と選挙期間中のニュース接触の有無とする重回帰分析を行った。統制変数としては性別・年齢・学歴・政治関心を投入した。その結果、「①マスメディア(新聞・雑誌・テレビ・ラジオ)」は接触が「統治の仕組み」(5%水準)、「政党政治の動向」(0.1%水準)、「政治リーダー」(1%水準)の知識に正に有意な影響を与えていた。また、「②マスメディア+ネットニュース」接触は、「統治の仕組み」(0.1%水準)、「政党政治の動向」(0.1%水準)、「政治リーダー」(0.1%水準)に正に有意な影響を及ぼしていた。

以上から、年代別でメディアを通じたニュース接触機会の違いが生じ、ニュース接触機会の違いは政治知識量に影響を及ぼしている可能性が示唆される結果となった。

個人共同研究発表5

自衛隊退職者団体の機関紙における政治的主張の表出と抑制 ——自衛隊の当事者性を前提とした代弁者という自己認識に着目して——

津田壮章(京都大学大学院)

キーワード:自衛隊退職者団体、機関紙、アイデンティティ、東日本大震災、公益社団法人

(1)研究の目的

本研究の目的は、自衛隊退職者団体隊友会の機関紙『隊友』(1959年創刊の月刊紙)に掲載された政治的主張に内在する自衛隊退職者のアイデンティティの変遷を解明し、『隊友』という自衛隊退職者のメディアの特性を示すことである。

『隊友』の主な紙面構成は、隊友会活動記事や自衛隊関連記事、隊友会役員による論説、現職自衛隊幹部による寄稿、海外情報、自衛隊退職者による主張、地方組織の特集、思い出話等である。隊友会本部役員の大半が元高級幹部自衛官であり、『隊友』には自衛隊の広報部門から提供された記事も多い。正会員である自衛隊退職者が主な執筆者、かつ、読者であるため、自衛隊退職者のメディアといえる。また、賛助会員である現職自衛官への部隊を通じた配布や、特別会員の外部支援者への配布もおこなうことで、広く自衛隊関係者へ主張の浸透を図っていた。

こうした自衛隊自体と関わりの深い自衛隊退職者のメディアに政治的主張が掲載、または抑制される過程を分析することで、自衛隊と戦後日本社会の緊張関係の中で形成されてきた自衛隊退職者のアイデンティティに基づく政治的主張が表出する論理構造を示すものである。

(2)先行研究との差異

自衛隊とメディアの関係を対象とする研究は、自衛隊広報ポスターや女性自衛官の言説等を分析した佐藤文香(2004)以降、自衛隊協力映画を研究した須藤遙子(2013、2024)等、2000年以降に増加しつつある。しかし、広報や自衛隊と社会とのせめぎ合いを研究対象とするものが多く、自衛隊に内在する「軍隊文化」に踏み込む研究は未だ少ない。

『隊友』には、戦後日本社会において自衛隊に深く関係してきた人々の主張や議論が掲載されており、自衛隊と社会の関係を「軍隊文化」に着目して検討可能なメディアである。

本研究では、『隊友』という自衛隊退職者のメディアを分析することで自衛隊退職者団体という集団の特徴を検討可能であると同時に、広報を通じた国民への支持向上策ではなく、自衛隊退職者という自衛隊に近い支援者を通じた軍事への国民の理解を求める言説の形成過程が解明可能となる。

(3)研究の方法

本研究では、隊友会から提供を受けた月刊機関紙『隊友』(1959年-2021年)や年史等に掲載

された役員等による防衛政策への主張やコラム記事の内容を目録化した。その中で、政治連盟結成、隊友会の公益社団法人化、東日本大震災という 1990 年前後から 2010 年代前半までに活発化した 3 つの論点に着目し、隊友会役員が政治的主張をおこなう際の自己認識について分析した。

(4)得られた知見

『隊友』記事の分析から明らかになったことは、第一に、『隊友』へ政治的主張を掲載する人々は、自衛隊の当事者という意識が強いという点である。当事者性を認識するからこそ現職自衛官への政治的支援と同時に、現職自衛官へ迷惑にならないよう政治的言動を抑制する機能も働いていた。このため、1990 年前後の政治連盟結成に関する議論では、隊友会と別組織で結成するという妥協がおこなわれた。

第二に、『隊友』へ政治的主張を掲載する人々は、自衛隊の代弁者性を認識しているという点である。東日本大震災直後に自衛隊の活躍や感謝を報道する大手新聞社の報道と比べ、大規模災害派遣による国防の隙間を危惧する主張等、保守勢力の中でも特に自衛隊の政策的利益を模索する代弁的主張が目立つ。これは、隊友会の目的である「国民と自衛隊とのかけ橋」の性質を内面化したものと考えられる。

第三に、2011 年の公益社団法人化によって、『隊友』に掲載される政治的主張が減少すると同時に取捨選択され、掲載される政治的主張が自衛隊退職者にとって「公益化」した点である。公益社団法人化後、『隊友』の紙面で 2000 年代前半まで頻繁に掲載されていた政治的議論が見られなくなる。一方で、役員による見解という形の政治的主張は継続的に掲載される。それは、会員による政治的議論ではなく、自衛隊退職者にとっての「公益」を担う政治的見解の表出であった。先行研究においては、広報メディアを通じた自衛隊と社会の関係性を検討するものが多い。そこでは、国民の支持を得るための広報政策に着目されてきた。本報告で検討対象とした自衛隊退職者のメディア『隊友』においては、「軍隊文化」を経た人々による自衛隊の当事者性と代弁者性というアイデンティティが重要な要素であった。『隊友』において国民に軍事的理解を求めるための言説が表出される過程を示すことで、自衛隊をめぐる政治的言説の形成メカニズムの一端を明らかにするものである。

深夜番組の特性はいかに捉えられてきたか

—新聞と雑誌の分析を通じて—

今城和香(立命館大学大学院 院生)

キーワード:深夜番組、テレビ、性的表現、番組編成

(1)研究の目的

新聞や雑誌でテレビの深夜番組が取り上げられる際、「深夜(番組)ならでは」という表現が一種のフレーズとして用いられている。例えば、「深夜番組ならではの冒険精神」(『読売新聞』1996年12月4日夕刊8頁)や、「お色気ありの内容は金曜深夜ならでは」(『朝日新聞』2014年7月11日朝刊40頁)などが挙げられる。『日本国語大辞典』(第二版)によれば、「ならでは」とは「その性質を持ったものに特有の、の意を表わす」言葉とされている。つまり、「深夜(番組)ならでは」という表現は、「深夜(番組)特有の」性質を意味していることになる。

本研究は以上の「深夜(番組)ならでは」をはじめ、深夜番組の特性について言及した新聞・雑誌記事を分析し、そこで何が具体的に深夜「らしさ」と捉えられているかを明らかにすることを目的としている。深夜番組に対する社会の意識の変化を、窺い知ることが出来ると考えるためである。

(2)先行研究との差異

深夜番組を扱った先行研究としては、太田省一『平成テレビジョン・スタディーズ』(2019年、青土社)の深夜ドラマ分析など、特定のジャンルや番組のみを扱った部分的な試みが挙げられる。また、〈深夜〉という時間帯に注目した文化論としては、近森高明・右田裕規編『夜更かしの社会史』(2024年、吉川弘文館)が登場している。しかし、深夜番組自体を専門的かつ学術的に扱った研究は管見の限りない。

加えて従来のテレビ研究は、バラエティやドラマといったジャンルによる区別に依存していたといえる。現在は録画やTVerなどの見逃し配信サービスの定着により、時間帯に沿った放送メディアの受容形態が大きく変化している。そこで、ジャンルではなく時間帯を基準にした総称である深夜番組は、その変容の実態を捉えることが出来る存在といえる。すなわち本研究の意義は、時間という軸を持つメディアであるテレビを、時間帯で区切って分析する新規性にある。

(3)研究の方法

新聞データベースの「ヨミダス」、「朝日新聞クロスサーチ」、「毎索」、「日経テレコン」を用い、『読売新聞』、『朝日新聞』、『毎日新聞』の3紙の朝刊・夕刊・別刷、ならびに日本経済新聞社が提供する新聞記事を分析対象とした。「深夜番組ならでは」や、テレビに関する文脈で「深夜(帯・枠)ならでは」の表現が用いられている記事をはじめ、深夜番組の特性に言及している記事を抽出した。また、テレビ番組や放送に関する批評を掲載している雑誌も、補完的に用いて分析を行った。

(4)得られた知見

第一に、深夜番組の歴史や制作側の事情を踏まえた特性だけでなく、多岐にわたる要素が深夜「らしさ」と捉えられていたことが明らかになった。際立って多く言及されていたのが、「お色気」や性的要素を指す表現(セクシーさ、下ネタなど)である。これには、歴史的に深夜帯(23～4時台)が、地上波の性的表現のゾーニングを担ってきたことが影響していると考えられる。1960年頃から始まった23時台の日常的なテレビ放送では、初期に『ピンク・ムード・ショー』(1960年)や、その模倣番組が誕生した。セクシーなダンスや衣装、演出が批判の対象となったものの、これらの番組に端を発するお色気要素は、のちの深夜番組と分かち難い関係になっていった。そのため、「お色気」に関する表現が目立つことは当然といえる。また、他の時間帯と比べて視聴率を気にしなくても良いという文脈での「冒険的」・「実験的」や、『タモリ倶楽部』(1982～2023年)が開拓した「ゆるさ(脱力感)」も頻出していた。他方、「怪しさ」や「懐の深さ」、「ごった煮感」、「ドロドロ感」など、他の記事では用いられていない言葉も多数存在した。中には「余計な飾りを施さず、番組テーマの本筋だけをきちんと伝えるような構成・演出も、深夜ならではの番組のありよう」(『読売新聞』2010年9月1日夕刊11頁)とするものもある。こうした表現では、番組ごとの要素に対し、曖昧な基準で深夜番組の特性を見出しているといえる。

第二に明らかになったのは、深夜の「よさ」や「面白さ」、「特有の毒気」、「勢い」など、はっきりと形容されていない表現が、2000年代以降に使われる傾向が高まったことである。その背景には、同時期に急増したゴールデンタイムへの「昇格」があると見られる。深夜時代の視聴者は、本来深夜帯に合わせていたはずの番組編成の変更＝「昇格」に伴う内容の変化に、危惧や不満の声を上げていた。このことがかえって深夜枠への愛着を形成し、結果として掴みどころのない言葉として表れたと推察される。それは、「昇格」にこだわらず異例の長寿深夜番組となった『タモリ倶楽部』の系譜に連なる、先述の「ゆるさ(脱力感)」の多用と無関係ではないと考えられる。

戦友会会誌のメディア的特徴と組織文化 ―陸海軍士官戦友会の事例から

角田 燎(立命館大学)

キーワード:戦争の記憶、会誌・会報、読者投稿欄、組織文化とメディア

(1)研究の目的

戦争体験者の集団が発行した会報や機関誌は、戦争体験者がいなくなる社会において、戦争体験を考える上で重要なメディアである。会報や機関誌は、「極めて主観性の強い資料であり、行政文書のように公的な客観性を担保された資料とは性質が異な」とされ、「誰が、いつ、どのような状況で書いていたか」という社会的背景を確認することが重要」とであると指摘されている(佐藤・菅野・湯川編 2020 年)。

本研究では、元陸軍将校および元海軍士官による戦友会会誌を対象に、そのメディア的特徴を明らかにする。こうした特徴が陸海軍の組織文化とどのように関係しているのか、さらに会誌のメディア的特性が戦争体験の語りにどのような影響を与えているのかを考察する。

(2)先行研究との差異

戦争体験者たちは、戦後、その体験を共有した人々(部隊、軍学校、地域、引揚者、傷痍軍人など)で再び集まり、慰霊や会員間の親睦を行った。そして、多くの団体が、会報や会誌を通じて自身の体験を記録し、後世に伝えようとした。実際に近年の研究では、こうした会報や会誌を資料として、戦争体験への接近や戦争体験者たちの戦後史が明らかにされてきた(吉田 2011 年、2025 年、清水 2022、佐藤・菅野・湯川編 2020 年、角田 2024 年など)。

しかし、これまでの研究では、会誌、会報のメディア的特性が十分に検討されているとはいえない。会誌や会報の匿名性、読者投稿論の有無、編集者の権限の強さといったメディア的特性は、そこで語られる戦争体験のあり方に大きな影響を与える可能性がある。本研究では、この点を掘り下げることで、戦争体験の継承と記録のあり方について新たな視座を提示することを目指す。

(3)研究の方法

本研究では、元陸軍将校、元海軍士官の親睦互助組織である偕行社、水交会に着目し、それぞれの会誌の分析を行う。両組織は、1952 年から活動を行っており、月1回程度の頻度で会誌を発行していた。本報告では、近況報告、戦争体験の記録、時事問題、防衛問題など多岐に渡る内容の分析を通じて、両組織の特徴を明らかにする。

元陸軍将校、元海軍士官は軍隊におけるエリートであったが、世代によってその戦争体験は大きく異なっていた。大局的な決定に参加可能な古い世代と、戦場の最前線に動員された若い世代の間には潜在的な対立関係が存在した。また、陸軍は人員規模が大きく、派閥対立の歴史を抱えていたのに対し、海軍は、組織として一枚岩で、内部の対立関係を外に漏らさないように努めていたとされる。

分析にあたっては、こうした潜在的な対立や陸海軍の組織文化が戦友会会誌というメディアにどのように表出しているのかを明らかにする。さらに、匿名性、読者投稿欄の有無や編集人の権限の強さといったメディア的特性は、それらにどのような影響を与えていたのかを明らかにする。

(4)得られた知見

本研究によって得られた暫定的な知見は以下の3点である。

1 点目は、匿名性と会批判の関係である。両団体ともに発行初期の会誌では、匿名の読者投稿が認められていた。そのため、匿名の投稿を通じて、古い世代や組織、さらには海軍・陸軍に対する批判が可能だった。しかし、会の拡大とともに匿名投稿が認められなくなると、そうした批判は減少した。このことは、匿名性と批判、そして組織拡大の関連性を示している。

2 点目は、編集権限と組織内対立の関係についてである。陸軍の偕行社では、各世代(士官学校の卒業期)ごとに誌面が割り当てられ、それぞれが編集権限を持っていた。その内容は、主に同窓生の近況報告であったが、時には古い世代や誌面構成、特集、会の方向性に対する批判も含まれていた。原則的に編集者の編集権限が及ばない読者投稿欄の存在が、こうした批判を可能にしていたのである。一方、海軍の水交会では、読者投稿欄は存在していたものの、各世代が編集権限を持つ誌面は設けられなかった。そのため、世代間対立などが表出することは少なかった。

3 点目は、こうした誌面構成と戦争体験の語りの関係である。陸海軍はそれぞれ、1980年代～90年代に「反省会」を行い、それぞれの戦争責任について議論を試みた。しかし、陸軍の場合、この連載が会内の対立を生むと会長によって連載打ち切りとなった。それにもかかわらず、各期の投稿欄ではこれに対する反対論や内情の暴露が続き、結果として「陸軍の反省の挫折」そのものが明らかになっている。一方の海軍は、「反省会」を部外秘で行い、会誌での連載も行わなかった(この内容は2009年に戸高一成編『海軍反省会』として出版された)。そのため、陸軍とは異なり、組織内部の若い世代からの責任追及も海軍では十分に行われることはなかった。

以上の知見から、戦友会会誌のメディア的特性が組織文化や戦争体験の語りに大きく影響を与えていたことが明らかになった。

個人共同研究発表6

放送労働者の主体化 テレビドキュメンタリーの再生産

迫川緑(関西テレビ放送)

キーワード:テレビ放送、ドキュメンタリー、主体化

(1) 研究の目的

ドキュメンタリー番組は、テレビ局の開局以降、社会で起きている様々な事象に肉迫し、視聴者に問題提起をしてきた。社会の傾向を分析し、政府に対策を講じるよう促すものもある。ドキュメンタリー番組は作り手(放送労働者)の価値観が表出する。本報告では作り手の主体のありようを分析することで、ドキュメンタリー番組が果たしてきた役割を検討する。

(2) 先行研究との差異

丹羽美之(2001)は、NHK のドキュメンタリーシリーズ「日本の素顔」(1957～1964)を分析し、作り手が存在を消す客観的なノンフィクションの様式がこのシリーズで確立されたと述べる。以降、「公正中立」な客観報道の様式が定着し、近代国家にふさわしい「私たち＝日本人(市民)」という自己定義を視聴者に示してきたとする。

石岡学(2017)は、NHK のドキュメンタリーシリーズ 3 種(1957～1971)の中から青少年問題を取り上げた番組に絞って表象を分析した。結果、青少年の不良化などの問題は近代化による社会変動によって引き起こされたもので、個人の力では抗しがたい問題として描写していた。

丹羽は客観表現と近代の価値の親和性を指摘し、石岡は青少年を被害者として他者化するテレビの語りの定型化に着目した。本報告では、なぜその近代の価値とドキュメンタリー番組が親和性を持つのか、作り手がどうして近代化がもたらす諸問題を個人の力では抗しがたいとみなしてしまうのかを、作り手の主体に着目することで検討する。

(3) 研究の方法

分析の概念的枠組みとしてミシェル・フーコーの統治性研究を手がかりにする。フーコーは近代社会の主体が、法と法で構成される社会に従属していることを明らかにし、その状況を主体化(服従化)と呼んだ。服従化した主体化の作用がドキュメンタリー番組の作り手に及んでいるなら、番組にも表出していると考えられる。

関西テレビ放送報道局の承諾を得て、同局の最初期に当たる 1960 年代に放送された報道ドキュメンタリー番組 10 本を視聴した。このうち主体が象徴的に表出され、作り手が異なる 2 本についてナレーション、登場人物の語りを対象に言説分析を行った。言説分析は赤川(2001)の方法を用いた。言説の客観性を前提としつつ、社会的事実としての言説空間の成立・変容課程を分析する。具体的には番組で語られたことを社会的事実として記述し、その事象の客観的事実と照らしあわ

せ、番組の語りがどのような外部的拘束を受けているかを検討した。番組では語られなかった言説も検討し、その理由を考察した。

(4)得られた知見

「一四人目の少年～保護司の記録」(1966 年放送)は、保護観察中で身寄りのない少年と保護司の交流を描くものである。番組は無償の保護司が一人で 5 人も担当している実態を告発し、更生保護行政の不十分さを訴えた。だが資産も家族も持たない少年が置かれた社会構造に言及する文脈はない。劣化した雇用先もやむを得ないものと受け止め、少年に頑張り抜くよう求める。社会から逸脱した人々への個別的な介入を政府に促し、生産性のある人材になることが道徳的であると視聴者に働きかけていた。

「牛と人間たち」(1966 年放送)は、肉用牛の生産農家の減少で市場に影響が出ている状況を農家や流通業者の取材を通して描いていた。番組は牛に変わる近代的な動力と肥料がもたらされたことによる農業の変化について、避けがたいものとして受け止めていた。牛とともにあった近代化以前の農家の暮らしを継続させる方向ではなく、肉用牛資源の安定供給という市場の論理でこの現象を捉えていた。

両番組とも社会で起きている実態を描写し、政府の対策が不足していると批判的に論じる。しかし求める対策は生産体制を重視する近代的な価値に基づいている。作り手の主体が、近代社会に暗黙のうちに従っている表れであり、ドキュメンタリー番組が近代的価値の再生産を担ってきた一端が浮かび上がった。対象番組を 1960 年代にしたのは、ドキュメンタリー番組と近代との親和性を明らかにした先行研究と同時代であり、科学技術の発展と人的能力の開発という価値が政府課題として重視された時期であることを考慮した。この課題意識は現在も変わらず引き継がれている。

フーコーは法を客観的な真理とする近代の主体化に対し、近代の価値に従属しない主体の可能性を示した。作り手の主体のありようによって、近代的価値を相対化しようとするドキュメンタリー番組が生まれる余地があると言える。

グローバル化と Distant Suffering(遠くの苦しみ)
ー朝日新聞と読売新聞における海外の自然災害に対する報道及び社説の分析ー
呉紫涵(東京大学大学院 院生)

キーワード:国際ニュース、グローバル化、自然災害、テキストマイニング、批判的談話分析

(1)研究の目的

本研究の目的は、朝日新聞と読売新聞の海外における自然災害に関する報道及び社説を分析することで、日本における国際ニュースに対する関心の持ち方を明らかにすることである。そのほか、本研究では、グローバル社会と現代国家の関係性に注目し、日本における国際主義と人道主義の在り方を捉えることを目的とする。

(2)先行研究との差異

本研究に関連する主だった先行研究は大きく二つある。一つ目は、主に欧州のメディア学者の「遠くの苦しみ」に関する研究である(林 2018)。「遠くの苦しみ」(distant suffering)という概念は Luc Boltanski が 1999 年に提唱した。この概念に基づいて、欧州の学者が自己構築における他者の役割に注目し、コスモポリタニズムの在り方について多くの研究を行ってきた。二つ目は、主に日本のメディア学者が行ってきた全国紙の政治的立場に関する実証研究である。過去には日本の全国紙の中にはイデオロギーの相違が存在しないという意見(Wolferen 1990)もあったが、現在は全国紙の中に特定の争点に関するイデオロギーの相違があることは一般的であるとされている(竹川 2012)。

しかし、欧州の研究はユーロッパ中心主義という限界があり、研究されている欧米国家の中で、実際の災害体験が限られている国が多い(Von Engelhardt 2018)。したがって、実際の災害体験がある国に関する実証研究がまだ十分とは言えない。また、日本の研究では特定の争点を取り上げて研究することが主流である。イデオロギーに相違があるメディアがどのように国際主義と人道主義の在り方を理解しているかということについては、ほとんど研究が行われていない。また、これまで自然災害に関する国際ニュースの研究では、特定の巨大災害(2004 年のスマトラ島沖地震など)について多くの研究が行われたが、比較的中規模の災害に関しては無視される傾向があった。この 3 点のリサーチギャップを踏まえて、本研究は日本の「革新的」イメージが強かった朝日新聞と「保守的」イメージが強かった読売新聞(新聞通信調査会 2009)を選び、量的及び質的研究方法で両紙の自然災害に関連する報道と社説を採ることとした。

(3)研究の方法

本研究では、朝日新聞と読売新聞の海外の自然災害に対する報道を対象として量的方法でテキスト分析を行い、海外の自然災害に対する社説を対象として質的方法で批判的談話分析を実施した。

具体的には、最初に、大規模災害に関するデータベース(EM-DAT)から 2004 年から 2023 年における世界中の地震(earthquake)、嵐(storm)、干魃(drought)という三種類の自然災害のデータを読み出したうえで国際災害リストを作った。次に、朝日新聞(朝日新聞クロスサーチ)と読売新聞(ヨミダス)の記事データベースから、国際災害リストに記載されている災害の関連報道と社説を検索し、独自のテキストコーパスを作成した。そして、量的及び質的研究方法を通じて分析した。量的研究では、統計とプログラミングソフト R を用いて、報道を対象にテキストマイニングで主要トピックを抽出した。質的分析では、批判的談話分析を援用し、社説を対象に両社のイデオロギーを分析した。最後に、量的及び質的研究から得られた結果を総合的に検討した。

(4)得られた知見

現時点まで、本研究の考察で明らかにしたことは以下の通りである。

第一に、報道及び社説の数から見ると、一般的に、巨大災害、すなわち、死亡人数が高い災害が多く報道される傾向にあるという主張は妥当である。一方で、地震や嵐のような突発的災害は注目されるものの、干魃のような長期的災害は忘れられる災害とも言える。特に、死亡人数が多い干魃に関する報道の件数は、死亡人数が同じ程度の地震や嵐と比較すると、著しく少ないことは明白となった。

第二に、報道の分析によると、両紙の報道は他者の苦しみを報道することに限らず、自己の苦しみ(例:日本人遭難者)と貢献(例:政府の緊急援助、ボランティアの感想、地震学者の分析など)にも関心を持っているとみなすことができる。

第三に、社説の分析によると、両紙の社説の内容はほとんど海外の巨大災害への緊急援助に関連することが明らかになった。朝日新聞は国連中心の立場に立ち、「親日」と「反日」の二分法を避けたうえで、国際組織が主導的な役割を果たす国家間の協調を求めている。一方で、読売新聞は主要国中心の立場に立ち、「親日」と「反日」に分けたうえで、主に日米欧が主導的な役割を果たす国家間の協調を求めている。

ベトナム戦争において北ベトナムはどう記録されたのか

--日本電波ニュース社の取材フィルムに関する研究

朱子奇(東京大学大学院 院生)

キーワード:ベトナム戦争、テレビ、北ベトナム、日本電波ニュース社、アーカイブ

(1) 研究の目的:

本研究の目的は、ベトナム戦争中、北ベトナムを継続的に取材した日本電波ニュース社（以下、NDN）がなにをどのように記録したのかを、当時撮影されたフィルム映像をもとに明らかにする。

NDN はテレビニュース通信社として設立され、1964 年に北ベトナムのハノイに支局を設置した。その後、西側の映像メディアとして唯一、北爆下の北ベトナムを取材し続け、その取材映像は日本やアメリカなどのテレビ局に配信された。ベトナム戦争は初めてテレビによって報道された戦争で、その報道を通じて映像が持つ強い影響力が認識された。しかし、どのような映像が撮影されたのかといった検証は日本では蓄積が少ない。そこで、本研究は北ベトナムの取材を担っていた NDN の映像を分析し、ベトナム戦争において、北ベトナムのなにがどのように記録されたのかを明らかにする。

(2) 先行研究との差異:

アメリカではベトナム戦争におけるテレビ報道に関する研究が早い段階で行われた（e. g. Thomas Michael McNULTY: 1974; Oscar Patterson III: 1984; Lee Jongsoo: 1994）が、日本では、当時の映像にアクセスすること自体が難しいのが現状である。近年、テレビアーカイブの整備と公開は進んできたが、研究者がアクセスできる番組はまだ限られている。また、公開されている番組のほとんどは NHK のものである。例えば、岩間優希は NHK アーカイブスを利用し、ベトナム戦争に関する NHK の『特派員報告』と特番ドキュメンタリーの内容を分析した（岩間 2012）。しかし、対象となる番組のほとんどは南ベトナム側を中心に作られたもので、北ベトナムに関する映像は乏しかった。

坂井定雄によると、当時、アメリカのマスコミは北ベトナムおよび南の解放区での取材が弱かったのに対し、日本は映像メディアの NDN を含め、早い段階から北ベトナムの取材と報道を行っており（坂井 1997）、ベトナム戦争報道において、NDN が大きな役割を担っていたことがわかる。岡本卓は、NDN の設立者でベトナム戦争中に北ベトナムを取材した柳澤恭雄に話を聞き、設立経緯や取材時の状況、現地での出来事など、作り手の視点から NDN の活動について議論している（柳澤 2004）。そこでは、NDN がベトナム戦争取材において、大きな役割を果たしていたことが明らかにされているが、どのような映像が撮影されたのかに関する詳しい検証は見られなかった。

本研究は北ベトナムを継続的に取材し、ベトナム戦争報道の一端を担ったと言える NDN が撮影したフィルム映像を集め、当時、NDN は北ベトナムのなにを取材し、戦時下の北ベトナム

ムをいかに伝えようとしたのかを明らかにする。

(3) 研究の方法：

本研究は主に以下 3 つの方法で NDN が撮影した映像を収集し、その内容を分析した。具体的には、撮影された時期、場所、主な内容、取材対象をもとに映像を分類した後、それぞれの映像がなにをどのように伝えようとしたのかを明らかにした。

①放送ライブラリーで保存されているテレビ番組：TBS2 本と NHK1 本の計 3 本。

②NDN が公式 YouTube にアップロードした映像：「日本電波ニュース社 フィルムアーカイブス」の 39 本と、短編映画・インタビュー映像の 7 本の計 46 本。

③国立国会図書館で保存されている NDN 自社製作の長編映画 2 本。

(4) 得られた知見：

現時点で明らかになったのは主に以下 3 点である。

①NDN のフィルム映像はその内容によって、以下 4 つのカテゴリーに分類することができる：「北爆関連」、「戦闘訓練・戦争のための備え」、「戦時下の日常生活・生産活動」、「指導者や国家・政府の公式行事」。

②撮影対象には民衆の姿が目立つ。映像にはハノイ市民が市場で買い物をする風景、工場労働者が食堂でご飯を食べる風景、疎開した学生たちの授業風景など、普通の民衆の日常生活が多く見られた。また、戦争に苦しむ民衆よりも、楽観的で落ち着いた民衆の姿が目立つ。銃を背負って自転車に乗るなど、戦時下だからこそ見られた「非日常」的な風景も多いが、戦時下とは思えないほど「日常」としてそれぞれの風景が映し出されている。

③NDN が撮影したフィルム映像と制作した短編映画はともに北ベトナム政府と同じ立場である。例えば、短編映画のナレーションでは「アメリカ帝国主義」や「傀儡軍」、「解放の喜び」といった用語が多用されていた。「政府軍」や「サイゴン陥落」といった言葉と対照的であり、NDN の政治的立場がわかる。

6月8日(日曜) 午後

個人共同研究発表7

コミュニケーション施策としての社内報の理解可能性
——1950年代の経営論テキストにおける社内報の提示の分析——

宮崎 悠二(京都文教大学)

キーワード:社内報、概念分析、メディア史、コミュニケーション史

(1) 研究の目的

本報告の目的は、戦後日本において社内報というメディアの重要性がいかにして提示されてきたのかを明らかにすることである。とりわけ、ヒューマン・リレーションズ(人間関係論)における「コミュニケーション」概念との関係に着目し、経営論において社内報の重要性が集中的に主張されていた時期である1950年代の経営論のテキストにおける「社内報」言説を分析することで、「社内報とコミュニケーション」の観点から「経営とメディア」を巡る歴史研究に貢献しようとするものである。

(2) 先行研究との差異

日本の社内報についての歴史的整理としては、鈴木ほか(1965)、日経連社内報センター編(1972)、池田喜作(1997-2000)が挙げられる。これらの先行研究は、社内報についての基本的な事実関係と社内報が求められる背景を明治後期を起点として整理している。鈴木ほか(1965)は、戦後の社内報の性質が戦前のそれと大きく異なっていることを強調しており、その理由をヒューマン・リレーションズの知識流入に求めている。日経連社内報センター編(1972)及び池田(1997-2000)も、アメリカの経営学におけるヒューマン・リレーションズ施策としての従業員PRの一環として社内報が普及してきたとする認識は共通している。

こうした社内報史は基本的な事実関係を整理し、戦後におけるヒューマン・リレーションズの知識流入の重要性を指摘している点で重要な先行研究だが、いかにして社内報というメディアがヒューマン・リレーションズとの関わりのなかで重要なものとして提示されてきたのかを、同時代のテキストに依拠しつつ明らかにしてこなかった。本報告はこうした先行研究に対して、「コミュニケーション」概念とのかかわりに着目しつつ社内報の重要性がどのようにして提示されてきたのかを分析することで、経営施策としての「コミュニケーション」として提示される「社内報」が、テキスト上で重要なものとして説得的に主張される方法を解明する。

(3) 研究の方法

本研究では(社内報そのものではなく)社内報の重要性を主張するテキスト資料の分析する。使用するテキストは1950年代に社内報の重要性を主張した経営学、特に社内報と深く関係すること

が先行研究でも指摘されている人間関係論を中心的な主題に据えたテキストである。この中には社内報の普及を牽引した日本経営者団体連盟（日経連）の発行する書籍や、日本労働組合総評議会（総評）が発行していた『月刊総評』のような、日経連（のテキスト）にとって対抗的な性質をもつようなテキストが含まれる。また池田（1997-2000）が「社内報ブーム」のきっかけになったテキストとして言及している2つの記事（「第三のジャーナリズム・社内報」『日本』1959年2月号、「社内報というチャンス：身近な人が活字になると」『週刊新潮』1959年1月12日号）も分析対象としている。

本報告では「社内報」というメディアが、「コミュニケーション」のような他の概念とどのように結びつけられることでその重要性が提示されたかを明らかにするため、テキストの提示それ自体を実践として捉え（Watson 2009；岡沢 2022）、その組織化の方法を明らかにする概念分析の観点（小宮 2017）から上記資料について分析を行う。

（4）得られた知見

分析の結果、1950年代の経営論テキストのなかで社内報の重要性は次のように理解可能になっていたことが明らかになった。

第一に、コミュニケーションの主体は「上下」の関係において把握され、使用者と労働者（上と下）との意思の双方向伝達を円滑にする手段として「社内報」が提示されることで、その経営手段としての重要性が主張されていた。「社内報」というメディアは単独で提示されるのではなく、ヒューマン・リレーションズにおける、「上と下」との伝達関係として把握されるものとしての「コミュニケーション」の手段であることが、その重要性の理解を可能にしていた。

第二に、労働者の立場にたつテキストにおいては社内報が「警戒すべきもの」とされることでその重要性が提示されていた。ヒューマン・リレーションズの知識を、経営者による労働者の搾取手法として捉える前提に立つことで、社内報もまた経営者による労働者懐柔手段のひとつとして理解できるようにテキストが組み立てられていた。

第三に、社内報の「科学性」が提示されることで重要性が示されていた。社内報の「科学性」はそれが経営学の新規な知識であったヒューマン・リレーションズの施策であることによって提示されており、使用者の側にたつテキストであっても、労働者の側にたつテキストであっても、共通に用いられる提示の方法であった。

特殊撮影技術のメディア史 ——戦時期の円谷英二の戦争映画を中心に

大月功雄(立命館大学)

キーワード: 東宝、戦争映画、合成技術、ミニチュア・ワーク、モダニズム

(1) 研究の目的

本報告の目的は、日本に特撮映画というジャンルを確立させた特撮技師・円谷英二(1901-1969)の戦時期の戦争映画における技術的実践をたどることで、戦時期の日本映画のなかに特殊撮影技術が台頭することとなったその歴史的背景を明らかにすることにある。

日本映画のなかに特殊撮影技術が本格的に導入されたのが、東宝の特殊技術課長・円谷英二が特殊撮影を手がけた戦争映画『海軍爆撃隊』(1940 年)であったことはよく知られている。円谷英二はアジア・太平洋戦争開戦以降も『ハワイ・マレー沖海戦』(1942 年)をはじめとする戦争映画の特殊撮影を次々と担い、主に戦争映画というジャンルのなかで新たな特殊撮影技術の「実験」を繰り返していった。

本報告は、このような円谷英二が戦時下の戦争映画のなかで展開した特殊撮影技術の「実験」をあらためて検討することで、その円谷英二の戦時モダニズムとも呼ぶべき試みが戦時下の日本映画界でいかにして可能であったのかを考察するものである。

(2) 先行研究との差異

「特撮の神様」とも呼ばれる円谷英二に関しては、没後から現在にいたるまで高い関心が寄せられてきた。『円谷英二の映像世界』(竹内博・山本眞吾編、2001 年)や『ユリイカ』「特集 円谷英二——特撮の映画史・生誕 120 年」(2021 年 10 月)に所収された論考はいずれもその重要な研究成果といえるが、これらの円谷英二論は円谷本人や関係者の戦後の回想資料に依拠して立論されたものが少なくなく、しばしば歴史研究としてはその実証性を欠くという課題を抱えてきた。

そのため近年では、鈴木聡司『映画「ハワイ・マレー沖海戦」をめぐる人々』(2020 年)のように、従来の円谷英二論にみられる「神話」を批判的に検証する労作も生まれているものの、その主たる方法はあくまで複数の回想資料同士を比較検討するにとどまっており、戦時期の円谷英二を同時代資料のなかから検討するものではなかった。これに対して真鍋公希『円谷英二の卓越化』(2023 年)は、円谷英二が「特撮の神様」へと「卓越化」していく過程を主に同時代資料を用いて分析しているものの、「戦時期」という固有の時代区分を設けて円谷英二を論じるものではなかった。

本報告は、こうした円谷英二研究の方法論的課題を念頭に、戦時期の円谷英二の特殊撮影技術を当時の同時代資料を用いて分析しなおすことで、これまで円谷英二本人も戦後回想することのなかった戦時下の円谷の技術的探究に光をあてるものである。

(3) 研究の方法

本報告では、戦時期に円谷英二が特殊撮影を担当した代表的な戦争映画である『海軍爆撃隊』

(1940 年)、『ハワイ・マレー沖海戦』(1942 年)、『加藤隼戦闘隊』(1944 年)、『雷撃隊出動』(1944 年)の 4 作品を取り上げ、これらの作品の特撮場面を中心とした映像分析を行うことで、円谷英二による特殊撮影技術を用いた映像表現技術の通時的検討を行う。またこれらの映像分析に際しては、主に映画雑誌等の文献資料を用いて、その特撮場面を手がけた円谷英二自身の制作意図と、それぞれの作品に対する同時代の観客・批評家たちの受容を適宜参照しながら行うこととする。

(4) 得られた知見

本研究の結果、次のようなことが明らかとなる。日本の特殊撮影技術は、1940 年代にアメリカ映画に代わる「空中戦」や「空爆」などを描いた戦争映画が日本映画のなかに急速に求められていくなか、カメラマンたちが技術的に撮影困難な戦闘場面を表現するために戦時下の日本映画界のなかで動員された技術であった。

それは円谷英二にとって、とりわけアジア・太平洋戦争開戦以後、戦前から一方的に羨望を抱き続けてきた特殊撮影技術の本場・アメリカ映画との技術的対抗という「近代の超克」とも呼ぶべきナショナルな意味合いを帯びた技術的实践となったが、それゆえに戦前からのモダニズムを戦時下でも一貫して探究し続ける結果ともなった。実際、戦時下の円谷は「合成技術(マットワーク)」などのかつてのアメリカ映画にみた最新の特殊撮影技術を日本の戦争映画のなかで実験的に導入していくなど、戦争末期にいたるまで特殊撮影技術の表現可能性を探究し続けた。いわば円谷英二の特殊撮影技術は、「戦争」という複数の近代の対抗的磁場に置かれることで、その技術の近代化にさらなる拍車を掛けていったのだった。

日本における〈ヒューマンドキュメンタリー〉の系譜学
1970 年代のテレビドキュメンタリーの映像テキスト分析を中心に

万里 Madeno(映像研究者)

キーワード: テレビドキュメンタリー、ドキュメンタリー映画、ヒューマンドキュメンタリー、ポートレートドキュメンタリー、ランドスケープドキュメンタリー

1) 研究の目的

本研究は、日本のドキュメンタリー映像を対象とし、記録映画からの決別として誕生したテレビドキュメンタリーが、その表現スタイル拡張の過程で編み出した、いわゆる「ヒューマンドキュメンタリー」に着目する。その発展に寄与したNHK『ある人生』(1964-1971)を前史として考察し、後継番組『人間列島』(1971-1972)を中心的な分析対象とする。

まず、Bill Nichols が提唱するドキュメンタリーの二つの極、すなわち個人の視点から描くポートレート軸と、社会的事象を俯瞰的に捉えるランドスケープ軸による補助線を参照し、歴史的な整理を行う。『ある人生』は、テレビドキュメンタリーの礎となった『日本の素顔』に対抗するように、まさにポートレート軸とランドスケープ軸と呼応する形で出現した。しかし、『ある人生』から連なる、ヒューマンドキュメンタリーの系譜を継承して誕生した『人間列島』は、わずか一年で報道系ドキュメンタリーに“吸収”される形で終了してしまう。

本発表で『人間列島』にフォーカスするのは、60 年代末から 70 年代前半という時代が、「政治の季節」や「アイデンティティ・ポリティクス」の影響を受け、多様なスタイルが観察できること。そして『人間列島』終了後、NHK ドキュメンタリーにおける「ひともの」の系譜が途絶えたと考えられることにある。

2) 先行研究との差異

先行研究において、「ヒューマンドキュメンタリー」に特化した研究は十分とは言えない。テレビドキュメンタリー研究では、「ヒューマンドキュメンタリー」の対極に位置づけられる『日本の素顔』に関する研究は豊富である。丹羽(2001)を嚆矢とし、松山(2012)、丸山(2013)などの研究が存在する。中でも宮田(2014)は、先行研究を批判的に検証し、『日本の素顔』の多様な表現スタイルを独自の音声分析によって緻密に分析している。

一方、『ある人生』、そして『人間列島』を対象とする研究としては、『ある人生』を手がけたディレクターの作家研究として、小倉一郎(東野・桜井 2012)、工藤敏樹(是枝・東野 2012)に関する論考が、『人間列島』については、70 年代のドキュメンタリーを概観する桜井(2013)の研究の中での言及が存在する。民放、そして映画に視野を広げても、作家研究は一定の厚みを持つものの、ポートレート軸という視点から分析した研究は管見の限りでは見当たらない。

英語圏の研究を見てみると、Nichols(2001)の枠組みに加え、一人称スタイルに関する研究として Lebow(2012)、主観性を論じる Renov(2004)、日本の独自性について言及する Nornes(2004)などの研究が存在する。総じて、英語圏では、フィルムスタディーズの重要な研究領域であるドキュ

メンタリー研究の蓄積の中で議論されてきたが、日本においては、フィルムスタディーズにおけるドキュメンタリー研究自体の層が薄く、「ヒューマンドキュメンタリー」に焦点を当てた体系的な研究は、未だ十分とは言えない。

3) 研究の方法

第一に、Nichols のポートレート軸とランドスケープ軸の視座を踏まえ、日本の初期「ヒューマンドキュメンタリー」を概観する。第二に、『人間列島』の番組群をマルチモーダル分析する。第三に、分析枠組みとして、Nichols (2001) によるモードによる 6 分類を適応し考察する。その際、Nichols の分類に対して批判的な視点も加える。Nichols は、欧米のドキュメンタリー映画史に基づき、この分類を提起しており、独自の歴史を持つ日本のドキュメンタリーに合わせた考察が要請されると考えるからである。

4) 得られた知見

60 年代に『ある人生』がテレビにおける「ヒューマンドキュメンタリー」の軸となり、「政治の季節」の影響を受けながら、多様なスタイルへと展開した。しかし、テレビの宿命としての“公共性”という制約の下で、個人的な視点は次第に周縁化し、70 年代以降、NHK における「ヒューマンドキュメンタリー」の系譜は一時的に途絶えることとなる。

『人間列島』の分析からは、個人の物語を通して社会問題を掘り起こすスタイル、制作者と被写体の関係性の変化、ドキュメンタリーの“虚構性”の暴露、共感を喚起する多様なナラティブなどが明らかになる。

本発表は、分析対象を 70 年代の NHK テレビ番組シリーズに限定している点において、射程の狭さという批判も想定される。しかしながら、今回の発表は戦後日本ドキュメンタリー史をポートレート軸で系譜づけようとする研究全体において特異点と言うべき時代である。そして「ヒューマンドキュメンタリー」の系譜学を確立しようとするこの研究の目的は、ドキュメンタリー研究に新たな視点を導入し、その深化に貢献する意義と独自性を有すると考える。

「墮胎罪」報道に生成される女性の中絶スティグマと反抗の可能性

陸晨思(上智大学大学院 院生)

キーワード: 墮胎罪、中絶スティグマ、フェミニズムとジャーナリズム、FCDA

(1) 研究目的

1907 年に日本現行刑法の墮胎罪が施行され、一世紀以上経た現在にもまだ存続している。人口学研究や法学研究は、1996 年に母体保護法(旧優生保護法から改名)の施行は、墮胎罪を死文化するという見解がある(岩田, 2009; 谷口, 2009 等)。しかし、本稿の問題関心は実際に起きた裁判の有無に直結しない。ここで注目するのは、墮胎罪の条文に内包されている日本社会でスティグマ化された中絶の現代における形式および原因である。人工妊娠中絶のスティグマは、「中絶を受けようとする/受けた女性に対し、内的にも外的にも女性性の理想に劣るとみなす否定的な扱い」と定義された(Kumar et al, 2009)。Kumar らが言及した「女性性の理想」は、各社会・文化によって独自の形で表出するが、その生産/再生産にはある程度の共通性が見られる。それは、①法的規定による強力な言説(例えば墮胎罪)②法的言説を社会一般に認識させるコミュニケーション機関(医療、メディアなどの組織)である。本研究の目的は、日本のマスメディアがどのように墮胎罪を取り上げ、そこにどのような中絶スティグマが生成されているかを解明することである。また、本稿のもう一つの目的は、墮胎罪報道の中で、女性性の理想という呪縛から解放する可能性を提示する反抗的アイデンティティを検証することである。

(2) 先行研究との差異

これまでの墮胎罪をめぐる研究は、主に法学と倫理学の分野で進められてきた。墮胎罪の法的原理を検討し、1996 年に母体保護法の施行により墮胎罪は事実上死文化したか否かについて、意見が分かれている(塚原, 2013; 谷脇, 2014; 駱, 2023)。その上で、墮胎の道徳的正当性の検討も加えられ、個人意思決定を尊重すべきだと主張する一方、胎児の生命を認めるべきか否かは長い間難問扱いにされている(麦倉, 2005; 賛・小河, 2015)。これらの研究は、日本で墮胎罪の形成経緯、法的言説の変遷、今現在の問題点を把握するには有意義である。しかし、墮胎罪に内包される中絶スティグマ、及びそのスティグマを生産する支配的な構造はまだ十分に検討されていない。とりわけ、中絶という行為は産む性を持つ女性が主体であるにもかかわらず、日本の墮胎罪を論じるときにジェンダー視点が欠落している。本研究は、今まで蓄積されてきた墮胎罪の法学的議論「個人の自己決定権」を背景化し、その実現を阻む要因として女性の中絶スティグマの生産にジェンダー視点から批判的に検討する。

(3) 研究方法

本研究は Dijk と Fairclough がエスニック・マイノリティ研究で定式化した周縁化表象に関する批判的言説分析の知見に立脚し、Lazar(2007)がフェミニズム理論を加えたフェミニスト批判的言説分析(FCDA)を用いる。FCDA の分析焦点は、①ジェンダー権力の表象②自然化された言説③対

抗的な言説の三つにあてている。以上の焦点を援用し、母体保護法施行の 1996 年の 10 年前に遡って、1985 年からの 2025 年 1 月 31 日までの『読売』『朝日』『毎日』の堕胎罪関連記事 218 件を対象に分析する。①の分析にあたって、Kumar ら(2009)が体系化した中絶スティグマを生産・維持する三つの「女性性の理想」、持続的な生殖能力・母性の必然性・育児本能を分析指標として援用する。②に対して、①で得られる女性性の理想に対して、どのような価値判断が下されているかを、肯定・否定・中立三つに分けてコーディングする。最後に、③は堕胎罪あるいは中絶スティグマに異議申し立てる言説や表象を探りたい。

(4) 得られた知見

調査データから明らかになったことは、三点にまとめた。第一に、堕胎罪報道に埋め込まれる女性性の理想は、母性の必然性、育児本能、持続的な生殖能力の順に多く言及されている。これは日本政府の人口政策を正当化するための胎児本位の言説に一致する(Lee, 2023; 草野, 2024)。一方、以上の三つに加えて、妻としての権利が検出された。第二に、それらの女性性の理想に、1995 年までに「中立」の意見が多く、その後各紙の歩幅が揃わないものの、徐々に「否定」に転じている。その背景に国内外の女性に関する権利に関する運動や議論が活性化したことがある。第三に、北京会議が行われた 1995 年以降、母性の必然性に対し、女性有識者の声が多く取り上げられるようになった。彼女らは自分あるいは身近な人の経験談を通じて、堕胎罪の不条理に自分の意見を呈した。総じて言えば、日本の人口政策の論理と同様に、女性の中絶スティグマを生産・維持する支配的価値観は、結婚・出産・育児が一体化した「家族中心主義」である。しかし、女性性の理想に反することによる罰則に対して、個人の体験談を通じて反発する声が上がっている。支配的ジェンダー・イデオロギーに対抗する反抗的アイデンティティの構築には、個人的な語りが重要な役割を果たすと示唆している。

個人共同研究発表8

貧困報道による女性貧困者の選別的な可視化 ——貧困に関するテレビ・ドキュメンタリーを対象に——

馬琳(東京大学大学院 院生)

キーワード: テレビ・ドキュメンタリー、貧困、可視化、選別、批判的言説分析

(1) 研究の目的

戦後日本では高度経済成長期から2000年代初期まで、貧困に苦しむ人々の存在が長らく忘れられ、マスメディア報道からも排除されていた。2000年代から彼らはマスメディア報道に登場するようになった。それ以降、日本の貧困に関するマスメディア報道(以下、貧困報道)は活発になり、貧困に苦しむ人々の可視化に継続的に取り組んできた。なかでも、テレビ・ドキュメンタリーというジャンルは早い時期から貧困を取材し、「ワーキングプア」シリーズ(NHK)、「ネットカフェ難民」シリーズ(日本テレビ)など、反響を呼んだ貧困報道を多く打ち出してきた。

そこで、本研究では、貧困に関するテレビ・ドキュメンタリーを対象に、貧困報道がどのように貧困者の存在を可視化してきたかについて解明することを目的とする。貧困に関するテレビ・ドキュメンタリーにおいてどのような貧困者がどのように表象されているかを分析することで、貧困報道による貧困者の可視化の試みを批判的に検討する。

(2) 先行研究との差異

日本の貧困報道に関する先行研究について、まず挙げられるのは貧困に関する特定の制度・政策をめぐるメディア言説に注目する研究である。これらの研究は、主に貧困問題の研究者らによって行われてきた。研究の焦点は、貧困に関する制度・政策に当てられており、貧困報道はその制度・政策に関する言説を分析するための資料として扱われている。一方、貧困報道そのものに注目する研究は、メディア研究の分野でも展開されてきた。これらの研究は、報道内容の分析や報道の作り手へのインタビュー調査を通じて、貧困がどのように報じられてきたかについて考察している。

本研究は貧困報道そのものに注目する研究として位置付けられるが、次の二点で先行研究に貢献できる。第一に、貧困報道の中でテレビ・ドキュメンタリーは大きな社会的影響力を有するものの、先行研究は主に貧困に関する新聞記事、雑誌記事、テレビ・ニュースの分析に限られている。それに対して、本研究はこれまでほとんど扱われていないテレビ・ドキュメンタリーを対象にし、研究の空白を埋めることができる。第二に、先行研究では貧困報道においてどのようなテーマが取り上げられてきたかが検討されてきたが、どのような人がどのように取り上げられてきたかについての考察が不十分である。本研究は貧困者の表象に焦点を当て、新たな視点から貧困報道を考察することができる。

(3) 研究の方法

本研究はテレビ番組のデータベース(「NHKクロニクル」、「放送ラブラリー」、「NNNドキュメントアーカイブ」など)から貧困をキーワードとするテレビ・ドキュメンタリーの基本情報を収集する。視聴可能な番組はできる限り視聴する。これらを一次資料として、批判的言説分析という方法で考察を行う。批判的言説分析は、メディア・テキストおよびテキストが生産・受容される過程において作用する権力関係を解明できる(山腰 2012)。具体的には、イェーガー(2001)と野呂(2015)の分析枠組みを参照する。まず、貧困に関するテレビ・ドキュメンタリーの全体像を歴史的に整理する。その上、特徴的な事例を選び、詳細な分析を行う。

(4) 得られた知見

分析の結果、次の暫定的な知見が得られた。第一に、貧困に関するテレビ・ドキュメンタリーは貧困者を選別的に可視化してきた。つまり、貧困に関するテレビ・ドキュメンタリーは貧困者を均質的なカテゴリーとして扱うのではなく、貧困者内部の多様性にも注目している。そして、その都度の社会的背景に応じて特定の貧困者グループを選別的に取り上げてきた。

第二に、貧困に関するテレビ・ドキュメンタリーでは、女性貧困者は長期的に多く取り上げられてきた。ただし、女性貧困者の取り上げられ方には変化が見られる。①2000年代半ば～2012年の報道は、貧困は男性だけの問題ではなく、女性にも起こりうることであるという貧困の普遍性を強調するために、女性貧困者を取り上げていた。②2013年～2019年の貧困報道は、貧困者の内部におけるそれぞれのグループが抱える問題の特殊性に着目するようになった。そうした中で、貧困における女性特有の問題を提示するために、女性貧困者を多く取り上げていた。しかし、この時期の貧困報道は社会全体の貧困拡大の危険性を示すために、貧困に置かれたシングルマザーを戦略的に取り上げた問題もある。③2020年以降、貧困報道は引き続き女性貧困者に注目しつつ、新たなテーマを提示し、貧困に内包するジェンダー構造の問題についてさらに深掘りしてきた。

ユビキタス大統領制の時代における大統領就任演説

— 2025 年トランプの就任演説を事例に —

小川凜(明治大学大学院 院生)

キーワード:アメリカ大統領、就任演説、ドナルド・トランプ、ユビキタス大統領制

(1)研究の目的

本報告の目的は、ユビキタス的大統領制という理論的枠組みを用いて、2024 年大統領選で第 47 代アメリカ合衆国大統領に返り咲いたドナルド・トランプの就任演説(Inaugural Address)を分析することから、デジタル時代の政治コミュニケーション形態を明らかにすることである。2025 年 1 月 20 日、首都ワシントンで行ったトランプの就任演説は、「米国第一」のスローガンを中心に、「何百万人もの犯罪者の外国人を来た所に戻す」「性別は男性と女性の 2 つのみにする」「メキシコ湾を『アメリカ湾』に改める」などの平易な言葉で、公約実現を宣言する選挙演説スタイルであった。こうしたスタイルは、これまでの大統領の就任演説だけでなく、第一期のトランプ就任演説とも大きく異なっていた。本報告では、なぜトランプは歴代の大統領と同様の儀式的な就任演説を行わなかったのか、またどのような点が過去の就任演説と異なっているのかを明らかにしたい。

(2)先行研究との差異

これまで大統領就任演説の研究は、大統領のレトリック研究におけるジャンル分析として行われてきた。代表的な研究としてカーリン・コールス・キャンベルとキャスリーン・ホール・ジェイミーソン(1990)は、リンカーンの演説を理想的な就任演説のモデルと位置付けた。就任演説は、高尚で超党派の姿勢を示す「道徳的説得」が重要であり、激しい選挙戦の後での国民の統合を促す儀礼、前政権からの正統な継承を示す継続性の強調、自由や民主主義の強調する国家的価値の再確認、今後の政策方針の提示が特徴となっている。

しかしながら、今回の就任演説は、このような伝統に基づく特徴を踏まえなかった。トランプの演説は、支持基盤向けの選挙の勝利演説や一般教書演説のように、個別具体的な政策に踏み込んだものだった。こうした就任演説は、新たな特徴を持つものであり、デジタル時代のアメリカ社会の説得構造の変化に関する研究意義が生じた。

(3)研究の方法

本報告では、デジタル時代の政治コミュニケーション研究の方法論として、ユビキタス大統領制を利用する。20 世紀における政治コミュニケーション研究の中心は、ジェフリー・K・チュリス(1987)によれば「語る事は統治なり」という「レトリック的大統領制(Rhetorical Presidency)」であった。しかし、21 世紀のデジタル時代への移行によって、語る事以上に、メディアの役割が肥大し、新たな説得の技法を批評する枠組みを求めるようになった。こうした背景を踏まえて、ジョシュア・スカッコとカルヴィン・コーは、デジタル時代の到来によって、大統領があらゆるメディアプラットフォームを駆使し、国民と継続的にコミュニケーションを行う状況を「ユビキタス大統領制(Ubiquitous Presidency)」と表

現した(Scacco & Coe, 2021)。ユビキタス大統領制は、「常に有権者の身近に存在する大統領」という新たな政治的現象を説明するものである。この理論は、現代政治コミュニケーション研究における重要な知見を提供する。スカッコとコーは、ユビキタス大統領制の機能をミクロレベルにおける3つの主要なゴール(可視性、適応、コントロール)とマクロレベルにおける3つの鍵となるコンテキスト(手の届きやすさ、個人化、多元主義)から整理している。本報告では、こうしたユビキタス大統領制の理論的枠組みから、トランプの就任演説を分析する。

(4)得られた知見

以上の分析を通じて、大統領職における「手の届きやすさ」、すなわち可視性の確保が求められるデジタル時代のコンテキストにおいて、トランプの就任演説は、従来の儀礼的な演説を踏襲するのではなく、「可視性」を集める政治パフォーマンスとして設計されていたことが明らかになった。今回の就任演説は、映画的なストーリーテリングと娯楽性を重視し、一貫した演出によって観衆の関心を惹きつけるものとなっていた。

まず、前日の「勝利集会」では、翌日の就任演説の主要テーマや政策方針を「映画の予告編」のように提示し、聴衆の期待を煽った。そして、就任演説当日は、トランプ自身が「映画の主演俳優」として登場し、従来の就任演説とは異なる選挙演説型のスタイルで自身の公約を力強く訴えた。さらに、演説後の大統領令署名式を「映画のクライマックス」に見立てることで、演説を単なる宣誓の場ではなく、一連のイベントとして演出した。

このように、トランプの第二期の就任演説は、単なる政権の理念表明ではなく、視聴者の注目を集め、話題を喚起するメディアイベントとして機能していた。これは、ユビキタス的大統領制の枠組みにおいて、現代の政治コミュニケーションがいかに「可視性」を中心に再構成されているかを示す具体的な事例となった。

「開かれたテキスト」としてのファン活動：
メディア研究の観点からみた K-POP ファンダム of 抗議活動

郭善英(静岡大学)

キーワード：ファンダム、能動的オーディエンス、テキストの多義性、日常生活の政治

(1) 研究の目的

本研究は、K-POP ファンダムの活動を通じて、日常生活の政治としてのファン活動の意義を考察することを目的に持つ。具体的には、2024 年 12 月に韓国で起こった抗議活動に着目し、ファンダムが所属事務所など文化権力に抵抗するために使ってきた戦略を政府への抗議活動という政治の場に拡大させ、成果を上げた経緯を分析する。このようにして本研究は、この現象の社会的な意味を能動的オーディエンスとテキストの多義性といったメディア研究の視座から考察する。

(2) 先行研究との差異

既存のファンダム研究は、ファンがポップ・カルチャーのコンテンツの単なる消費者ではなく、抵抗し実践する能動的な存在だと指摘してきた。ファンダムは消費者が社会の支配秩序や文化産業に抵抗できる手段であり、さらには制作者側にファンの要求を通すことで、文化産業に影響を与えられる行為でもある。このようなファンダムの存在は、韓国のポップ音楽史において、事前検閲撤廃やアイドルメンバーの解雇撤回など、文化政策や文化産業の慣習に影響を与え、文化権力への抵抗として評価されてきた(パク 2003; 金 2018)。また、BTS のファンダム研究では、ファンの熱狂的な活動がアメリカの主流音楽市場に対する抵抗になっており、Black Lives Matter 運動やアジア系若者のアイデンティティなど社会的議題を語る手段になったと論じられている(Yoon 2022; Johnson, Li, & Mitchell 2024)。ただし、韓国国内のファンダムについては、音楽産業の枠を超えて社会的・政治的議題に発展した事例はまだあまり研究されていない。なお、2000 年代半ばの抗議活動にも女子中高生が参加したことはよく知られるが、彼女たちの行動はアイドルファンとしてではなく多様な市民の政治参加という形で論じられた(アゴラ 2008)。ファンダムと政治との関係に注目する研究は多数存在するが、それらは政治家のファンに注目したものであり、ポップカルチャーのファンによる政治参加を論じようとする本研究とは異なる。本研究が着目する現象は、K-POP ファンダムが蓄積してきた抵抗の手段を現実の政治に対し駆使したものである。このようにして本研究は、ファンダムと政治との関係性を「日常生活の中での政治」という議論へ拡張する試みである。

(3) 研究の方法

ファンがネットコミュニティ「T」に投稿したテキストの分析を行った。ネットコミュニティ「T」は、K-POP、ドラマ、アイドルなどポップカルチャーからアニメや漫画などのサブカルチャー、スポーツなど様々なジャンルのファンが投稿を行うネットコミュニティである。ユーザーの多くは女性であり、普段は政治関係の投稿が禁じられている。ただし、大統領が非常戒厳を宣言した際は、緊急事態であることを理由に特例として政治の話題の投稿が認められ、情報共有の場として活用された。当時、

ジャンルを問わず殆どの掲示板に抗議活動の情報が投稿されたが、本研究では最も多く閲覧されコメントがついて投稿を集めた「HOT 掲示板」に着目し、そこで確認できたファン活動の足跡を分析した。

(4)得られた知見

分析の結果、ファンの活動がもつ開かれたテキストとしての特徴と政治の領域に拡張したファン活動の意義が明らかになった。まず、この抗議活動で注目を集めた K-POP ファン文化はファンダムの意図とは関係なく、社会の中で様々に解釈されていた。例えば、ろうそくや LED ランプの代わりに集会に登場したペンライトは、「家にある最も光るもの」や「最も大切な物を持って集会に参加する若者」などの意味を付与された。これは、ファン自らは気づいていなかった解釈だった。また、アイドルグループ「少女時代」の曲『また巡り会えた世界』(2007)の歌詞は、恋を歌う本来の意味ではなく、今後の社会への希望を歌う曲として再解釈され、国会でも紹介された。このように、抗議活動の場でアイドルの曲やペンライトといった K-POP のアイコンは多義性を持つ開かれたテキスト(Fiske 1987)にほかならなかった。

K-POP ファンの活動に対するこのような評価は、事務所やテレビ局など文化権力に無視されてきたファンダムの意義が再評価されるきっかけになった。アイドルを応援するため、または事務所に抗議するため実行してきた戦略は、非常戒厳に関する抗議活動の場でその威力を発揮した。ファンたちは自らの行動の効果に驚き、コミュニティを通じて情報を共有しながらさらに積極的に抗議活動に参加した。同時に、政党や政治団体がファン文化や若い女性の参加を大統領への批判以外の目的のために利用しようとする試みも現れ始めた。これに対し、ファンは強固に反対・拒否する姿勢をとることで、主流権力への抵抗を続けていた。

個人共同研究発表9

米『ブルーブック』から日本の放送が得たもの
—戦後日本の放送は何を得て何を捨てたのか—

立岩陽一郎(大阪芸術大学短期大学部)

キーワード: ブルーブック、放送の公共性、連邦通信法、FCC、放送法、公共の福祉

(1)研究の目的

本研究の目的は、放送に不可欠な要素として語られる公共性についてどのような議論が行われてきたのかを歴史的に検討するものだ。

(2)先行研究との差異

関連する主だった先行研究としては、内川芳美『マス・メディア法政策史研究』、有山輝雄『近代メディア史』が放送の歴史を明らかにし、大石裕ほか『メディアの公共性』、村上聖一『戦後日本の放送規制』、花田達朗『公共圏—市民社会の再定義の為に』、津金澤聡廣ほか『放送の公共性』などが放送の公共性に関して考察している。

津金澤は、「不偏不党性、非営利性、非低俗性などの言葉」の「いいかえ」でしかなかったと指摘している。大石裕は、メディアにおける公共性の議論は「国家を基盤とする『共同体』を想定し、その上で『公共圏』や『公共性』を議論することの困難さにいつも直面してきた」と評している。また花田達朗は、「『放送の公共性』という言葉は日本の放送政策の形成・決定・実行過程において最も有力なシンボルとして機能してきた」ものの「一種の慣用語としての使われ方も多く存在してきた」とし、「意味の確定」が必要だと指摘している。本研究の狙いは、「いいかえ」、「困難さ」、「意味の確定」の不在の源流を探ることにあると言える。

また『ブルーブック』については内川芳美が放送の公共性の議論の中で重要な役割を担ったと指摘している他、向後英紀「米 FCC の地上放送番組規制政策」が、「ブルーブックは、放送における『公共の利益』理念を具体化しようとした意味で、重要な意義があった。」と指摘している。アメリカに於ける公共放送の成立過程を研究した志柿浩一郎は、『ブルーブック』がアメリカの公共放送(テレビ)設立に向けた議論に関係したと指摘している。ただ、多くの研究で取り上げられているわけではなく、日本の放送に影響を及ぼした可能性についての言及はない。アメリカに於ける研究も同様に、『ブルーブック』及び連邦通信法が戦後の日本の放送に及ぼした影響に言及した研究は管見の限り見られない。

(3)研究の方法

本研究では、アメリカにおける放送行政の歴史をアメリカの研究者の資料を基にまとめた上で、『ブルーブック』がまとめられた経緯を考察し、GHQ 占領期に日本の放送行政を担った官僚の記

録から、それが影響を与えた点を細かく検討した。

(4)得られた知見

戦後の放送制度を構築したのは戦前・戦中に放送行政を担った通信省の官僚(以下、通信官僚)だった。その通信官僚が戦後の放送制度を構築する際にモデルとしたのは、1934年にアメリカで制定された連邦通信法と、その法律によって設置された FCC＝連邦通信委員会が 1946 年にまとめた『ブルーブック』だった。それは当時の通信官僚の記録に残されていた。通信官僚はそれらを検討する中で、放送の公共性という概念を「公共の福祉」という表現で日本に持ち込み、それを放送制度の根幹に据えた。

一方で、通信官僚が持ち込んだものは、放送の公共性という概念だけで、それがアメリカで成立するまでの歴史的経緯や議論ではなかった。また、連邦通信法、『ブルーブック』の内容も、そのまま日本に持ち込まれたわけではなく、通信官僚による取捨選択が行われていた。例えば、放送法に明記された「公共の福祉」については、当初の法案(第二次法案)では連邦通信法にある「公共の利便、利益又は必要」がそのまま書かれていたが、最終的に国会で議論された法案(第三次法案)では「公共の福祉」に書き換えられていた。また、連邦通信法、『ブルーブック』ともに、政府から独立した監視機構によって放送の公共性を放送事業者に義務付ける制度を前提としていたが、日本では当初こそ政府から独立した電波監理委員会を設置して放送行政を担う形をとったものの、G HQ の占領が終了すると直ぐに電波監理委員会は廃止され、郵政省が放送行政を担う形に移行している。

本研究から見えたものは、放送の公共性という概念こそ持ち込んだものの制度化には踏み切らなかった日本の放送行政の姿とも言えると考ええる。

「持続可能なメディア」の 5 原則

下山進(聖心女子大学)

キーワード:持続可能性、新聞、テレビ、技術革新、プラットフォーム

(1) 研究の目的

2002 年には 5300 万部あった新聞の総発行部数は、最新の 2024 年の数字で 2664 万部この 20 年で約半分の収縮した(新聞協会調べ)。テレビ局をみても、2018 年にはインターネットより 4384 億円多い広告費を売りあげていたものが、2020 年には逆転され、約 1 兆 6000 億円の差をつけられるようになった(電通「日本の広告費」など)。

週刊誌や夕刊紙の休刊もあいつぐ。

今日のメディアの一丁目一番地の問題は持続可能性がなくなったことにある。

この研究では、こうした中、例外的に、持続可能に経営を続けるメディアを実地に調査をし、何が他のメディアと違うのか、その法則性をみつけだそうというものである。

(2) 先行研究との差異

新聞各社で地方支局の撤退が続き、希望退職の募集と実施が続いているにもかかわらず、この点に関しての研究は私の探したかぎり皆無である。CiNii で「持続可能性」「メディア」をキーワードにいれてみても、宍戸 常寿 新聞研究別冊『デジタル時代の新聞の公共性を考える』22-27, 2022 の「マスメディアの持続可能性を守る」がかるうじてこのテーマに触れているようだが、実証的な研究ではない。

(3) 研究の方法

国内外の持続可能になっているメディアの過去 20 年の経理資料、部数資料を分析、実際に紙面を購読あるいは番組を視聴し、その中の経営者に、なぜ、全体のトレンドが下がっているなか、売上を維持、あるいはあげているかを聞きとり調査をして、共通の方向性を探った。

調査したメディアは、英エコノミスト誌、フィナンシャル・タイムズ、ハルメク、週刊ダイヤモンド、会社四季報、中海テレビ放送、北國新聞等、国内外にわたる。

(4) 得られた知見

5 原則として、1、イノベーションのジレンマにとらわれていない。2、技術革新を適切に受け入れている、3 そこでしか読めないものを見ることができないものを提供している、4、買収が可能で横の流動性がある 5、群れず、孤立を恐れていない が見いだされた。

たとえば 4 の買収が可能で横の流動性があるかは、新聞や通信社各社が「紙の復権」としてこぞってとりあげた月刊誌「ハルメク」の復活劇からも見てとれる。紙の定期購読で、14万部の部数を2017年からの6年間で49万5000部にした「ハルメク」の復活劇は、「ハルメク」が買収可能だったか

らなった、と言える。

実は、この「ハルメク」はかつて雑誌の販売不振と、雑誌に紐付く通販の赤字の累積によって会社は民事再生を申し立て、エクイティファンドに買われていた。ファンドが送り込んできた野村総合研究所出身プロ経営者が、原価管理を徹底して通販事業を建て直し、雑誌と通販事業の有機的結合を編集長を交替させて実現したことで、赤字決算を脱して、上昇軌道にのった。最終的には、主婦と生活社出身の編集長とともにマネージングバイアウトをおこない、経営権も取得しての施策がなくしては、この復活劇はなかった。ということがこの経営者や新旧編集長の聞き取り調査でわかった。

新聞社は、日刊新聞法による株式の譲渡制限によって、放送局は2007年施行の改正放送法によって、3分の1以上の株の取得が不可能になり、買収ができない。これらは、公共性、言論の自由を守るためと、導入された規制だが、結果的に、新聞・テレビの組織と経営が、変化に対応できないぬるま湯的なものになっていることは、こぞって「ハルメク」をとりあげた新聞・通信社の記事に、この買収によるマネジメントの変化にふれた記事がなかったことからわかる。

あるいは3のそこでしか読めないものに特化しているか、という点。これは、もともと部数を減らしていない新聞「北國新聞」を調べている中でもわかったこと。

北國新聞はABCの部数を調べていくと、2013年まで部数を増やし続け35万部強に達して、以降はゆるやかに部数を減らしているが、ピーク時から比べて震災前の時点で、9パーセントしか減っていない。たとえば朝日新聞がピーク時の2000年で830万部、2023年12月にはそれが350万部強まで減っている(58パーセント減)ことを考えれば、いかに驚異的な数字かがわかるだろう。2023年3月の一か月間の北國新聞をとってみて、わかったのは、共同電を一面で一度もつかっていないなかったことだ。

これは、編集局長や経営幹部の聞き取り調査によれば、「共同電で扱うような記事は、NHKNEWSWEBで見ることができる。であれば、独自ネタを必ず一面で転回するようにしている」とのことだった。しかも、その独自ネタは、文化や歴史など石川県ならではのことであれば、広範にとりあげている。この北國新聞の一面地ダネ主義は、高知新聞も参考にして、前編集局長時代にとりいれられようとしたことがあった。

SNS における投稿管理と国際人権法の原理の適用

谷川幹(国際教養大学)

キーワード:表現の自由、SNS(プラットフォーム企業)、国際人権法、メタ社監督委員会

1 研究の目的

SNS 上で溢れかえる誤情報やヘイトスピーチ等への対処を巡って世界的に論争が喧しいなか、当事者であるプラットフォーム企業(以下 PF と省略)は NGO や専門家等を巻き込みながらグローバルなレベルである種の一致点が見出されつつある。それは SNS の投稿管理(Content Moderation)は国際人権法(以下 IHRL と省略)の原理・原則を旨とすべしという考え方である。

投稿管理の方針や方法を巡っては世界各地の法制度や政治状況に FP が翻弄される状態が何年も続いてい、2010 年代後半以後、国連特別報告官であった David Kaye の提唱を切っ掛けに PF 企業が国連や NGO、人権法の専門家と協力して共通の原理を探る潮流が生まれた。メタ社(Facebook)やアルファベット社(Google)、マイクロソフト社等のテクノロジー企業はこれまで様々な方面から批判を受ける中、その場しのぎの対応ではなくグローバル且つ中立的な原則やルールに方針を集約できることに魅力を感じているとされる。

本研究では IHRL の投稿管理への適用原則と最新の適用事例を紹介し、今後の展望を概観する。また、やや野心的ではあるが、近年目覚ましい発展と広がりを見せている一般的 IHRL の伸長の背景を探り、本テーマとの繋がりについて予備的な考察を行った。

2 先行研究との差異

当該テーマに関連する日本語の文献としては、水谷瑛嗣郎「Facebook『最高裁の可能性』」(2021 年)及び、ティティラット・ティップサムリクン「国家と DPF の国際的対決と個人の保護—ビジネスと人権のアプローチから」(山本龍彦ほか編、2025 年)等が挙げられ、メタ社の監督委員会が持つ新しい憲法形態としての可能性や、IHRL の枠組みと SNS 投稿管理に関連する萌芽的な研究がみられる。当研究では、IHRL を枠組みとしながら、メタ社において過去数年間に蓄積された具体的な事例(判例)から適用原理を導くことを目的とする。

一方で研究が進んでいる欧米の法学分野では IHRL 適用の妥当性や理論面での研究が主体で判例研究が比較的少ない。特に 2021 年に米法学誌で注目された事件について以下述べる理由で追跡調査を行う意義があると考えた。また、法とテクノロジーが交錯する分野からの研究視点が中心で、IHRL がなぜ今日の文脈で PF の投稿管理の原理として採用されるに至ったのかの検証や洞察が不十分と考えられる。

3 研究の方法

欧米の法学者の文献を理論面からレビューすると共に、具体的な適用事例をメタ社の監督委員会(OB)が出した審決に求め、判断の基礎としての IHRL 適用の存否を検討した。(微視的視点)また、IHRL の文献を一般的、総合的にレビューし PF が何故自主的に IHRL の原理を採用す

るに至ったのかについての示唆を得る調査を行った。(巨視的視点)双方の視点からアプローチすることで問題の位相を明らかにし、本テーマに馴染みのないメディア研究者にもわかりやすい発表を行うことを目指した。

4 得られた知見

上記の PF 企業はいずれも戦後国際人権法の基本文書とされている世界人権宣言や国際人権規約、国連ビジネスと人権の指導原則等を遵守することを明示的に掲げている。その中でも 2020 年以来、独立した専門家で構成される監督委員会 (OB) を設置して既に幾多の審決を出しているメタ社 (FB) における IHRL の適用事例を分析した結果、IHRL の原理が FB の利用者規約を上回る規範として採用されていることがわかった。

FB 等の SNS では一義的には利用者規約が投稿管理の方針を規定している。そこに IHRL が明確に介在したと考えられる OB 審決について概説すると共に事後に発生した類似の判例を追った。2021 年にロシアの反体制政治家へのロシア政府弾圧に反対する抗議デモの当事者がその抗議に反対する者に対して FB 上で批判を行い、相手を”Cowardly bot”(卑怯者)と呼んだ。それに対して被害者がコメントの削除を要請し FB は同表現は脅しなどを禁止する利用者規約に反することを認め、削除に応じた。コメントの発信者が OB に削除撤回を求めたのが本事件であった。OB は FB の判断は規約を正しく解釈していると評価しながらも、IHRL の一般原則に基づき表現の自由を侵しているとしてその判断を覆した。そこで参照されたのは IHRL 分野では極めて標準的とされる国際人権規約 (B) 19 条とその解釈を敷衍する人権委員会による一般的意見 34 号 (所謂三要件テスト) であった。解釈の詳細は発表に譲るが、ここでは FB の社内規範に対して IHRL の原則がそれを上回る規範として位置付けられていることに注目したい。その後類似した事件が同年インドで、翌年にはエチオピア、2024 年末にパレスチナ・イスラエルにおいても発生したが、同様の判断が下され、一種の判例的原則として確立していることが確認された。こうした IHRL 優先の原則は、FB に限らず SNS 一般に適用される規範として浸透する可能性を秘めていると考えられる。

一方、IHRL の原理が採用されるに至った背景にも目を向ける必要がある。過去半世紀以上に亘って目覚ましい発展を遂げた IHRL の発展史を紐解きながら、やや唐突とも思われる IHRL の投稿管理への採用の背景を前述の通り独自の見地から解説する。